

令和2年9月7日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	板倉克典	2番	那須英二
3番	小久保照枝	4番	堀岡敏喜
5番	加藤明由	6番	佐藤仁志
7番	横井克典	8番	江崎貴大
9番	加藤克之	10番	高橋八重典
11番	鈴木みどり	12番	早川公二
13番	平野広行	14番	三浦義光
15番	佐藤高 清	16番	大原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

10番	高橋八重典	11番	鈴木みどり
-----	-------	-----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長	安藤正明	副市長	村瀬美樹
教 育 長	奥山 巧	総務部長	渡邊秀樹
市民生活部長	横山和久	健康福祉部長兼 福祉事務所長	宇佐美 悟
建設部長	大野勝貴	教育部長	山下正己
総務部次長兼 総務課長	伊藤重行	総務部次長兼 企画政策課長	佐野智雄
総務部次長兼 防災課長	伊藤淳人	会計管理者兼 会計課長	伊藤 えい子
監査委員 局長	佐藤雅人	健康福祉部次長兼 福祉課長	大木弘己
建設部次長兼 農政課長	小笠原己喜雄	建設部次長兼 土木課長	伊藤仁史
財政課長	立石隆信	人事秘書課長	山森隆彦
税務課長	横江兼光	収納課長	細野英樹
市民課長	鈴木博貴	市民協働課長	安井幹雄
商工観光課長	浅野克教	十四山支所長	山田 淳
保険年金課長	服部利恵	健康推進課長	山守美代子

介護高齢課長兼
総合福祉
センター所長兼
十四山総合福祉
センター所長

藤井清和

児童課長

飯田宏基

都市整備課長

梅田英明

下水道課長

水谷繁樹

学校教育課長

渡邊一弘

生涯学習課長兼
十四山スポーツ
センター館長

中野修

歴史民俗資料館長

伊藤隆彦

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

柴田寿文

書記

佐藤文彦

書記

鷺尾里恵

6. 議事日程

日程第1

会議録署名議員の指名

日程第2

一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（大原 功君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、高橋八重典議員と鈴木みどり議員を指名いたします。

議事整理のため、暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 休憩

午前10時01分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○議長（大原 功君） 日程第2、一般質問を行います。

次の質問者の高橋議員のほうから参考資料の配付依頼がありましたので、これを認め、各位のお手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。

順次発言を許します。

まず、高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 10番 高橋八重典でございます。

本日の台風におきましても、この弥富市におきましては大きな被害がなかったというような状況でございました。また、九州の皆様方におかれましては、甚大な被害を前回の豪雨のときにもおかれまして、今回の台風ということで非常に御苦労されていると思います。お見舞い申し上げます。

また、弥富市もコロナ感染症が21名となっておりますが、コロナに感染された皆様方におかれましては、一日も早い健康の回復をお祈り申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、2題質問をさせていただきます。

まず最初に、筏川右岸堤防整備についてと題して伺ってまいります。

筏川右岸堤防の整備事業について伺っていきますので、今日お配りいたしました筏川の地図を参照ください。

まず、前回、私が木曾川の左岸堤防の御質問をさせていただきました折に、御質問いただ

きました方々が、右岸と左岸がよく分からないという御質問がございましたので、まずその説明からさせていただきます。

川というのは川上から川下に向かって流れておりますので、上流から下流に向かいまして右手が右岸、左手が左岸という呼び名になっております。そういった意味合いで御理解いただければと思います。

筏川の右岸堤防を見ると、整備が完了している区間は非常にきれいに整備をされております。よろしくお願ひします。

そこで、筏川の右岸堤防の整備事業の現状をお聞きしたいと思います。

では、最初に、筏川右岸堤防整備事業は何のために計画されたのか、また事業内容と事業の総工費、総延長と工期も含めて御説明を下さい。

○議長（大原 功君） 小笠原農政課長。

○建設部次長兼農政課長（小笠原己喜雄君） おはようございます。お答えいたします。

もともと自然護岸であった箇所に護岸保護のため矢板護岸を設置し、築堤と川側の張りブロックを県営事業により施工しております。総工費は約6億4,800万円、施工延長は約3.5キロメートル、工事の工期としては、昭和58年から平成元年にかけて実施されております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） では、現状、社会教育センターの西駐車場の続き、中山地内から海南橋、鎌島地内のところまで天端舗装が完了しています。この事業はどのような事業なのか、御説明いただけますでしょうか。

○議長（大原 功君） 農政課長。

○建設部次長兼農政課長（小笠原己喜雄君） 市が事業主体となり、県の補助を頂いて施工しております。事業費は約7,700万円、工期は平成27年度から平成28年度、施工延長は約2.7キロメートルとなっております。

工事内容としては、堤防の天端の舗装工と川側のり面上部の張りコンクリート、そして農地側ののり面の防草シート張りを実施しております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 事務局、お願いいたします。

右岸堤防整備と言われている事業は、今御説明いただきました県営護岸堤防整備事業として、森津橋下流100メートルから鍋田大橋までの3.5キロの矢板護岸整備事業と、弥富市単独での天端舗装事業の2つの事業から成っていることが分かりました。

確認ですが、1つ目の県営事業は平成元年に既に完了している。そして、2つ目の弥富市単独事業である天端舗装事業、そして、現状、未整備区間が残っているという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（大原 功君） 農政課長。

○建設部次長兼農政課長（小笠原己喜雄君） はい、そのとおりです。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今お配りしました地図を見ていただきますと、ちょうど緑色の点線で示してあるところが、今整備が終わっているところでございます。

今から御質問するのが、この赤線のところになりますのでよろしく願いいたします。

では、海南橋から鍋田橋までの事業計画はどうなっているのか伺います。

○議長（大原 功君） 農政課長。

○建設部次長兼農政課長（小笠原己喜雄君） 海南橋から鍋田大橋までの区間約1.9キロメートルを、先ほど説明しました市施工事業と同様の整備を順次実施していく予定としております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 残りの区間は、今の予定でいつ頃を目途にされているのか伺います。

○議長（大原 功君） 農政課長。

○建設部次長兼農政課長（小笠原己喜雄君） 本年度、海南橋付近の約150メートルを実施するべく、県に対して補助金の要望をしているところですが、来年度以降も毎年度、県からの補助金を申請しながら工事を進めていきたいと考えております。

毎年度の事業費や事業量については、県の補助金額枠や市内他事業との予算調整もあり、流動的であることから、完了予定年度は明確に決まりませんが、今年度の事業費から単純計算しますと10年ぐらいかかることとなります。いずれにしましても、完了に向けて着実な事業の進捗を図ってまいりたいと考えております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今、御答弁いただいたとおり、計算上ではおおよそ10年かかり、2030年には完成の予定となっているとの御答弁でございました。しかし、未整備区間の害虫や害獣について、市は把握されていますか。

○議長（大原 功君） 農政課長。

○建設部次長兼農政課長（小笠原己喜雄君） 市民の方からは、そのようなお話は市役所ではお聞きしておりません。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 市のほうに報告が上がっていないとのことですが、実際、住居への侵入や作物への被害が出ています。何か市のほうで対策はありますでしょうか。

○議長（大原 功君） 農政課長。

○建設部次長兼農政課長（小笠原己喜雄君） 農作物への被害であれば、有害鳥獣ということで捕獲器の貸出しをしておりますが、また今後の堤防の整備工事の進捗により、当該区域の雑草繁茂の軽減が図られることから、有害鳥獣対策としての効果も一定程度あるものと考えております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 害虫や害獣の被害をなくすためにも、一日も早い事業の完成を求めます。

次に、整備が完了している区間で森津橋のところだけが幹線道路に接続されていませんが、何か理由はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 農政課長。

○建設部次長兼農政課長（小笠原己喜雄君） 森津橋は、現状の堤防整備が行われる前に架設されており、また森津橋付近では、筏川西岸用水路が堤防に沿って併設されているため、堤防道路の取付け位置が橋梁端部から大きく離れ、橋桁部分に取りつく形となっていることから、接続が容易でないことが分かっております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今、多くの市民ランナーや散歩などで利用されていますが、この森津橋のところだけが接続されていないため迂回をしなければならないとの声があります。今後、森津橋のところを接続する予定はあるのでしょうか。いや、接続をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 農政課長。

○建設部次長兼農政課長（小笠原己喜雄君） 先ほど申しましたように、構造的に単純ではないこと、また橋は県道となりますので県との協議が必要となり、手続的にも容易ではないことから、現在のところ接続予定はありません。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 接続は容易ではないという今御答弁でございましたが、しかし、本来、事業は一連の流れ、つながりがあります。時には当初の目的以外に利用されたりすることもあります。

右岸堤防に並行して走っている区間、森津から中山までの市道筏川2号線は、道幅も狭く民家が立ち並んでおります。よって、有事の際、特に地震等で民家の崩壊や道路の寸断が起きた際にも、右岸堤防が整備されていて幹線道路に接続ができていれば、防災上、使用できる可能性が出てきます。右岸堤防事業が全て完了するまでにはまだ時間がありますので、完了時には全線接続ができ、防災・減災にも役立つ防災道路としていただきたいと思っております。

今回、この質問をするに当たり、筏川について調べ、一つ大変勉強になったことがござい

ます。それは、筏川上流から鍋田川まで河川ではなく用水扱いで、それ以降、下流が河川であるということです。

今申し上げましたのは、お配りしました地図の緑色の点線のところが用水扱い、それから赤い点線のところが河川扱いという扱いです。

今後、鍋田橋以降下流の整備について、市として考えをお聞きします。

○議長（大原 功君） 農政課長。

○建設部次長兼農政課長（小笠原己喜雄君） 鍋田大橋より下流につきましては、愛知県管理となります。現在、鍋田大橋から西尾張中央道までの間は、愛知県より占用を受け、堤防下の平場部分を遊歩道として管理しています。

また、2級河川筏川水系河川整備計画の上では、排水機場の耐震対策及び護岸整備を行うこととされており、市としましては、現在、排水機場の耐震対策を行っていただいておりますが、今後、計画されている自然環境や治水に関する護岸整備の事業を着手していただくようお願いしてまいります。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 鍋田大橋以降、下流もまだまだ弥富市は続きますので、県の所管であるならば、なおさら県に要望していただき、一日も早く筏川右岸堤防整備、中山から東末広までを完了させていただきたいと思っております。

次に、弥富市所管分の鍋田大橋まで、完成後の有効活用を何か考えてみえるか伺います。

○議長（大原 功君） 農政課長。

○建設部次長兼農政課長（小笠原己喜雄君） 天端部分は管理用通路として舗装を整備することとなりますが、周辺住民の方々には、散歩等に御利用いただければと考えます。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） これは提案でございますが、社教の駐車場からスタートして筏川の右岸堤防を南下し、鍋田大橋を渡り、一部飛島村になりますが、筏川の今度は左岸堤防ですね。左岸の用水管理道路を今度北上し、社教まで戻ってくるマラソンやジョギングコースが描けます。現に三ツ又池公園で開催されている市民マラソンや中学生や高校生のマラソンなど開催できるコースになると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 山下教育部長。

○教育部長（山下正己君） おはようございます。

整備されました箇所につきましては、マラソンやジョギングコースとして市民の方に御利用いただければと思っております。

また、御提案いただきましたコースにつきましては、整備完了に数年を要するというのもあり、今のところ現在の三ツ又池公園コースを変更する予定はございませんが、変更等を

検討する際に参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 筏川は弥富市の北部から南部まで縦断しており、弥富中学校の校歌の中にもうたわれております。弥生、桜、日の出、十四山、栄南、大藤学区と市内7学区中6学区に接していることもあり、市民の生活にもなじみのある当市にとって主要な河川と思いますので、最後に、筏川右岸堤防整備と整備後の有効活用の総括をお願いいたします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 筏川右岸堤防を整備することは、本来の事業目的といたしましては、排水路護岸の脆弱化を未然に防止することでありますが、将来的には、草刈り等の維持管理費の軽減や周辺環境の改善、良好な景観の創出にもつながるものと考えております。

また、整備後の管理用通路は、先ほど担当からもお答えさせていただきましたが、周辺住民の方々に散歩やジョギングなどに利用してもらえればと考えるので、順次今後も整備を進めてまいります。以上でございます。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今、市長の答弁をいただいた中にも、環境整備とかそういったことが入っておりました。先ほど画面のほうにも出ておりましたが、本当に森のようになっておりますので、一日も早い整備を求めたいと思います。

未来永劫、市民に愛される河川にさせていただくためにも、一日も早い整備の完了と、よりよい活用の仕方を考えていただきますことをお願いいたしまして、この質問を終わります。

続きまして、2問目に入らせていただきます。

2問目は、市有バス使用条件の緩和と題しまして質問に入ります。

今回、市有バスについて質問しますが、昨年9月の定例会で永井前議員が市有バスの一般質問をされておりました。特に小・中学校の行事や部活での利用条件の緩和を求められた質問であったと思います。いま一度、確認も含め伺ってまいります。

弥富市の市有バスは、現在35人乗り1台、40人乗り1台、計2台保有されています。まず、年間365日のうち利用可能日数を伺います。

○議長（大原 功君） 立石財政課長。

○財政課長（立石隆信君） お答えいたします。

令和元年度の40人乗りが356日、35人乗りが354日でございます。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 35人乗りと40人乗り、それぞれ直近での年間稼働率を伺います。

○議長（大原 功君） 財政課長。

○財政課長（立石隆信君） お答えいたします。



令和元年度の40人乗りが43%、35人乗りが30%でございます。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 年間で稼働率の高い月はいつでしょうか。

○議長（大原 功君） 財政課長。

○財政課長（立石隆信君） 40人乗りは6月、7月、9月、10月、11月、年の明けた1月で、稼働率は53%から74%。35人乗りは7月、10月、11月で、稼働率は48%から53%でございます。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今、御答弁いただいた1年のうち、40人乗りは6か月、35人乗りについては9か月間は稼働率が低く、余裕があることが分かります。

次に、弥富市市有バス管理規程について伺いますので、お配りいたしました弥富市市有バス管理規程抜粋を参照ください。

弥富市市有バス管理規程の管理、改定はどこがされますでしょうか。

○議長（大原 功君） 財政課長。

○財政課長（立石隆信君） お答えいたします。

財政課の管財グループでございます。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 確認ですが、管理規程に使用料について記述がございませんが、無料の認識でよろしいでしょうか。

○議長（大原 功君） 財政課長。

○財政課長（立石隆信君） お答えいたします。

バスの使用料と運転委託料や燃料費などにつきましては無料ですが、有料道路の通行料や有料駐車場の料金等のバス運行以外に係る費用につきましては、利用者の負担となっております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 第3条の使用制限について伺います。

第1項第2号で定める市内の福祉団体とは、どのような団体なのか伺います。

○議長（大原 功君） 財政課長。

○財政課長（立石隆信君） お答えいたします。

福寿会、社会福祉協議会等でございます。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 次に、第3項第2号で定める片道70キロ未満の根拠は何でしょうか。

○議長（大原 功君） 財政課長。

○財政課長（立石隆信君） お答えいたします。

運行距離につきましては、規程で定めておりますバスの使用時間である午前8時30分から午後5時までにおいて、目的地での滞在時間や休憩時間などを考慮いたしまして、以前は片道50キロ未満としておりましたが、平成29年2月に福寿会連合会長様から新たな研修先の選考が可能となるように片道70キロ未満までの運行範囲の拡大要望がありまして、平成29年4月から片道70キロ未満までの運行範囲を拡大したものでございます。

なお、片道70キロメートル未満で利用可能な場所といたしましては、東は岐阜県恵那市や愛知県では足助町の香嵐溪、南は南知多町や豊川市の豊川稲荷、北は岐阜県美濃市や揖斐川町の徳山ダム、西は三重県伊賀市や伊勢市の伊勢神宮の内宮まででございます。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 次に、第4条の使用許可で、使用しようとする日の14日前までに使用申請書を提出し許可を受けるとなっておりますが、何日前から申請可能であるのか伺います。

○議長（大原 功君） 財政課長。

○財政課長（立石隆信君） お答えいたします。

40人乗りにつきましては、福寿会の利用希望者を対象といたしまして、使用する月の3か月前の月初めの抽せん日の午前9時に社会福祉協議会で希望者による抽せん予約受付を行いまして、その後、その他利用者の予約受付を財政課で行っております。

また、もう一台の35人乗りにつきましては、何日前からといった決まりはございませんので、受付を財政課で随時行っております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） ここまでは市有バスの稼働率、管理規程の現状をお伺い答弁いただきました。近年、弥富市を取り巻く道路事情、特に高速道路網は年々非常に便利になってきております。しかし、残念ではあります。高齢者が絡む事故、特に高速での事故などは増加の一途をたどっております。

今回、私がこの市有バスの質問をしましては、高齢者が自家用車の運転をする機会を少しでも減らすことで、事故当事者になる可能性を少しでも減少させ、バス移動に親近感を持っていただけるのではないかとこの思いからでございます。

また、友人同士で外出する機会を増やしていただくことで、健康促進と健康寿命を延ばしていただくことで医療費の削減にもつながり、市民と市がウィン・ウィンの関係になるのではないかと考えたからでございます。

では、ここからは現状維持の観点は無視していただきまして、一問一問での効果や対策と

して答弁をいただきますようお願いいたします。また、最後に全体を加味した上での御答弁をいただきたいと思っておりますので、建設的で希望が持てる答弁をお願いいたします。

それでは、最初にお聞きしました稼働率からですが、年間で稼働率が低い月に限定して使用者の規制を緩和させる。よって、年間稼働率が向上し、費用対効果が上がると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） おはようございます。お答えいたします。

使用できる団体や活動範囲を広げますと、他団体と競合することになり、現在使用している団体に日程調整などで御迷惑をおかけする可能性がございますので、慎重に判断していく必要があると考えております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 次に、福祉団体だけではなく、使用者の定義を市内福寿会や市内子ども会の会員であることを大前提条件として、最低人数を設定し、申込期間を通常より短くし、幾らか使用料を設定し緩和する。使用条件を緩和することに条件をつけても利用者が増加するのであれば、福寿会や子ども会の会員増加、もしくは減少の歯止めになる一手になるのではないかと考えます。今申し上げた使用条件の変更についてはいかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

自家用自動車による有償での運送は、道路運送法第78条の規定により、一部を除きできないこととされております。

この除外対象となるバス、これは有償運送ができる場合のことでございますが、過疎地や一部の都市地域などの交通空白地帯における運送。住民の生活の足を確保することが困難となっている場合における運送。市町村が専ら当該市町村の区域内で、住民の生活交通を確保するため自ら行う運送などがございます。

したがいまして、本市の市有バスは自家用自動車であるとともに、この除外される対象とはならないため、御提案の使用料金を設定することによる使用条件緩和の変更はできないものと考えております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 次に、第2号バスの使用時間です。

原則、出発日の午前8時30分から午後5時までとする。この時間の見直しをすることで、朝の渋滞を外した予定であったり、今より遠方までの予定が組めたり、今までの場所でも現地滞在時間にゆとりを持った予定が組めたりすると考えます。

運転に関しては、以前、委託しているとの御答弁でしたので、職員には全く負担はかかり

ません。しかし、委託先への早出分と超過分が発生しますが、時間外については使用者全面負担にすることで解決ができると考えます。使用時間見直しについて、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

御指摘のように、委託先への早出分と残業超過分の費用を使用者が全額負担することにつきましては、先ほど御答弁させていただきましたように、有償での運送に該当すると思われまます。したがって、使用時間の見直しはできないものと考えております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今、御答弁いただいて認められないということなのですが、現在も8時30分から5時までと、この時間内であればいいということであったと思うんですが、8時間半ぐらいですかね。これを例えば7時から出発をして、その早く出た分、5時ではなくて、1時間半早く出たら1時間半早く帰ってくると。この明記されている時間ではなく使用時間として捉えた場合はいかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

ただいま御指摘のありましたように、時間が増加して超過勤務時間とかが発生しない場合は費用がかかりませんので、その場合は可能と考えております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） そういったことであれば、その部分も現状の使用者のほうにも御説明いただきまして、もっと有意義に使っていただくようお願い申し上げます。

次に、第3項第2号の片道70キロ未満の区間の見直しは、先ほども申しましたが、昨今の高速道路事情からすれば絶対に必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

道路整備による遠隔地への移動時間の短縮や、高速道路を使用することなどにより、規程に定める時間内での利用が可能な距離であれば拡大も可能ではございますので、福寿会の御意見もお聞きしながら判断していきたいと考えております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 福寿会につきましては、先ほど課長のほうからも答弁がございましたが、40人乗りの車が基本ということになっておると思うんですが、35人乗りにつきましては、非常に稼働率も低いということではございますので、先ほど御提案しました子ども会とか、会員になっていらっしゃる方々に周知をしていただきまして、もうちょっと使いやすくしていただきたいというふうに思います。

以上のように緩和することで、特に高齢者の外出する機会の後押しをし、人と人とのつながりを促進させることで孤独感を払拭していただき、一人でも多くの人にバス移動の親近感を持っていただくことにより、高齢者が市内運行しているきんちゃんバスでの移動も違和感なく移動する機会が増え、最終的に自主返納につながっていけば事故も減り、きんちゃんバスの運行が意味ある事業にもなってくると考えます。また、高齢者だけではなく子ども会の使用も地域でのつながりや活性化につながっていくと考えます。

今、コロナ支援などで財政が厳しいことはよく承知しております。しかし、市有バスの規制緩和することにはお金はかかりません。市民からの要望でもある市有バスの規制緩和は、行政サービスの向上にもつながると考えます。この市有バスの管理規程緩和について各課題ごとに確認をし、緩和策を提案させていただきました。

最後に、今回の提案を加味した上での市側の前向きな見解をお願いいたします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

議員からは、高齢者から子供まで幅広い年齢層の市民のことを思い、多くの御提案をいただき感謝申し上げます。

御指摘のように、高齢者の絡む交通事故は後を絶ちません。そうしたことから、本年度は65歳以上の高齢運転者が踏み間違い急発進等抑制装置を設置された場合の補助を行っており、昨年度からは、75歳以上の方を対象に運転免許証を自主返納された場合のタクシー料金助成事業も行っております。

議員御指摘の市有バスの使用条件の緩和などによって、より効果的に御利用いただき、結果としてバス移動に親近感を持っていただいたり、団体、会員の増加につながるのであれば、費用対効果もよくなるわけでございますが、これは実際に御利用になってみえます福寿会や他の団体の御意見もお聞きしながら判断してまいります。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今回提案いたしましたことを御検討いただきまして、より使いやすい市有バス。市有バスというのは、最終的にどこまで行ってもプラスにはなりません。プラスにならないのであれば、50%より70%、ほぼ100%に近づける形で有効的に使っていただく、そのようになればというふうに思います。

結びに、市長が就任以来言っておられますチーム弥富で知恵を出せば、できることはまだまだたくさんあると思います。また、民間の力も積極的に借りて、チーム弥富プラスアルファで取り組んでいただきたいと思います。

試験的でもよいので、失敗を恐れずチャレンジしていただきますことを切に願ひまして、今回の私の一般質問を終わります。

○議長（大原 功君） 暫時休憩して、再開は午前10時45分にいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時36分 休憩

午前10時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 3番 小久保照枝でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1点目は、ひきこもり対策と断わらない相談窓口体制について、2点目は、視聴覚障がい者へのサービスについての2点を質問させていただきます。

まず初めに、昨年9月議会でも先輩議員が質問されました中高年のひきこもり支援について質問させていただきます。

従来、ひきこもりは、主として若年・青年層の課題としてイメージされてきました。しかし、最近では、就職氷河期世代も含め、中高年層に及ぶ大きな社会問題としてクローズアップされてきています。

昨年3月に、国は、半年以上にわたり家族以外とほとんど交流せず自宅にいる40から64歳のひきこもりの人が全国で61万人に上ると推定され、社会に大きな衝撃を与えました。今回、コロナ禍において第2の就職氷河期が訪れ、これまで以上に悩む家庭が増えてくるのではないかと懸念しております。

国は就職氷河期世代も含め、中高年のひきこもりに対して、これまで以上に実効性ある支援と対策を講じるべきであると言われました。しかしながら、本市において、過去3年間にひきこもりで相談に来られた人数を伺ったところ、平成29年が6件、平成30年が3件、令和元年が2件と10人にも満たない相談状況で驚きました。

私が知っている方でも、特別支援学校卒業後、社会参加につながらず、ひきこもり状態になって悩んでみえる家族や、父子家庭で息子さんが何十年もひきこもり状況が変わらぬまま悩んでみえる方、またあることがきっかけで突然仕事を辞め、精神的なものから引き籠もってしまい、母親は息子さんの回復のために病院に行ったり、相談窓口を転々としたそうですが、そのたびに同じことも何度も話してきたそうです。しかし、何も変わっていないと半分諦めてみえました。

そこで、質問させていただきます。

本市において、ひきこもりでの相談窓口と周知はどのようにされていますか、お聞かせください。

○議長（大原 功君） 大木福祉課長。

○健康福祉部次長兼福祉課長（大木弘己君） お答えします。

現在、ひきこもりの相談は、福祉課及び市社会福祉協議会において主に担当しており、相談された内容により該当する担当課にもつなぎ、問題の解決に当たっております。

ひきこもりの相談窓口として周知は特に行っておりませんが、日常生活での困り事相談に対し、市社会福祉協議会に委託している生活自立支援センターのチラシや出張相談日を広報やホームページに掲載しております。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 相談窓口の周知がなければ、どこに相談していいのかわかりません。

チラシや広報など、ひきこもりの相談窓口を掲載していただきたいと思います。

次に、相談内容とその後の対応をお聞かせください。

○議長（大原 功君） 福祉課長。

○健康福祉部次長兼福祉課長（大木弘己君） 相談内容は様々ですが、主な内容を3つ上げますと、1つ目は職場を鬱病で退職され、しばらくの間は就職活動をせずに自宅で過ごされていた方が、総合福祉センターの生活自立支援センターに相談し、就労支援とともに支援員の援助により障がい年金と精神保健福祉手帳を取得され、その後、就労継続支援事業所の利用につながった事案。

2つ目は、同じく生活自立支援センターに相談し、就労支援を行っていましたが、やがて連絡が遠のき、何度も連絡を入れても返事がなくなり、支援半ばで打ち切ってしまった事案。

3つ目は、母親と二人暮らしで母親が高齢のため施設に入所され、御自身は生活保護を受給するに至った事案などがございます。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） それでは、当事者と会えない場合の支援制度や給付、手帳の申請はできるか、お聞かせください。

○議長（大原 功君） 福祉課長。

○健康福祉部次長兼福祉課長（大木弘己君） 精神的な理由から引き籠もっている方に対し、精神保健福祉手帳の交付が考えられますが、手帳の申請には本人の診断書が必要であり、指定医による診察ができなければ手帳の申請自体ができません。そのため、手帳の取得により受けることができる各種福祉サービス、支援制度や給付を受けることもできず、支援につながりません。

手帳の申請につきましては、福祉課への申請が必要ですので、指定医へ受診された後、本人が窓口に出向かなくても、家族の方が代理で申請することも可能です。

手帳の取得について不明な点がございましたが、福祉課へお問合せいただきたいと思います。

す。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 相談に来られないからこそ細やかにお伝えすることが大事だと思います。医師の診断書を受け、手帳の申請を受けることで福祉サービスや支援制度につながるということを周知したいと思います。

次に、親へのサポートや支援はありますか、お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 福祉課長。

○健康福祉部次長兼福祉課長（大木弘己君） ひきこもりの方を抱え、家族で今後について話し合うこともできずに年を重ねていく親御さんの将来に対する不安は計り知れません。相談を寄せていただければ、状況に応じて保健師等と連携し、訪問を行い、利用できる制度等を説明し、支援を進めてまいりますので、電話でもよいのでお問合せいただきたいと思います。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 国は対象者の3割以上が父母に生計を頼っている実態が明らかになり、ひきこもり本人だけではなく、世帯単位で支援する視点が重要ですと言われました。まずは誰にも相談できずに孤立している本人や、家族への支援に手を差し伸べる体制づくりが求められ、自治体や学校、NPO、社会福祉関係者などの幅広い機関が連携、協力を進めて、孤立に気づき、寄り添うように支える必要があります。

また、ひきこもりの当事者は相談や治療に出向くことが難しい場合が多いことや、あるいは相談や受診に踏み切れない当事者に対する一步踏み込んだ介入が必要な場合があることから、家庭訪問を中心としたアウトリーチ型の支援が有効な支援法の一つだと期待されています。

今後、アウトリーチ訪問型支援など、包括的にサポートが必要であると思いますが、本市の取組を聞かせてください。

○議長（大原 功君） 福祉課長。

○健康福祉部次長兼福祉課長（大木弘己君） 家庭訪問などによるアウトリーチ型の支援は有効な支援と考えます。現在、実施している生活自立支援センターと連携し、サポートを行ってまいりますので、まずは御相談をいただきたいと思います。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 当事者に適した支援の充実を図るため、ひきこもりサポート事業のさらなる強化を図り、具体的には、中高年が参加しやすくなるような居場所づくりやボランティア活動など、就労に限らない多様な社会参加の場の確保や、家族に対する相談や講習会などの取組が必要だと思いますが、ひきこもり強化の本市の考えをお聞かせください。

○議長（大原 功君） 福祉課長。



○健康福祉部次長兼福祉課長（大木弘己君） 市独自でひきこもりの方の御家族に対して相談や講習会などは開催しておりませんが、ひきこもりの方々を支援するボランティア団体として「きんぎょ草」が活動されています。

この団体は、精神障がい者の方々への支援を行う目的で、平成23年6月に市社会福祉協議会が主催でボランティア入門講座が開催され、講座修了後に有志の方々と結成されたボランティア団体であります。

年6回、奇数月の最終土曜日にフリースペース「なごみの会」という傾聴の場を総合福祉センターで市社会福祉協議会と共催で行っており、幅広い年齢層の方々が参加されています。9月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催が中止となりますが、社会の一員として共に暮らしていけるような地域づくり、居場所づくりを目指し、ひきこもりなど様々な相談や悩み事に対して支援を行ってまいりますので、御利用いただきたいと思います。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 新型コロナウイルスで開催が中止になってしまうことはやむを得ないことです。しかし、通所してようやくつながりを持たせた人が再び通所するには、ハードルが高くなると思います。コロナ禍において、支援策を今後考えていただきたいと思います。

それでは、次に、相談窓口についてお伺いいたします。

本市と社会福祉協議会との問題解決に向けての連携はどのようにしてみえますか、教えてください。

○議長（大原 功君） 福祉課長。

○健康福祉部次長兼福祉課長（大木弘己君） 生活困窮者自立支援事業を平成27年4月から市社会福祉協議会に委託し実施しておりますが、生活保護受給までに至らない方々の支援につきましては、市社会福祉協議会を紹介し、反対に就職先がなかなか見つからず、生活の立て直しが図れない場合は、生活保護受給により自立更生を行うため福祉課へつなぐなど、お互いが連携し問題解決に当たっております。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 現行の地域福祉の体制は、各自治体の相談窓口が多岐にわたっているために、親の介護であれば介護保険や高齢者福祉サービス、障がい者の場合は障がい者福祉サービス、ひきこもりに対しては生活保護や精神保健、貧困問題については生活困窮者支援、子供のいる家庭には子育て支援など、それぞれの分野ごとに相談先となる自治体の担当課が分かれています。ところが、現実には複雑かつ複合的な悩みを抱えている方が多く見えます。

例えば子供のひきこもりが長期化し、就職しないまま50代になってしまった中高年と高齢化して80代となった親が同居し、生活に行き詰まる8050問題が顕在化しています。また、

介護と育児の問題を同時に抱えて負担が過重になってしまうダブルケアに苦しむ家庭もあります。

さらに、公的な福祉サービスの対象ではありませんが、体力が衰えるなどして、ふだんのように仕事をしたり、料理や掃除をしたりするのが難しくなり困っている人もいます。

これまでは相談窓口が分かれているために、複数の問題に悩む人がたらい回しにされるうちに相談を諦めてしまうこともありました。さきに話させていただいた方も同じです。それぞれの相談窓口の担当者間で情報が共有されず、必要な支援が行き届かないことも少なくありません。

今回の国の改正案では、地域住民の様々な悩みに包括的に対応するため、相談窓口を一本化する市町村の取組を後押しするとしています。一本化された窓口の大きな特徴は、断らない相談支援を目標としているという点であります。

そこで、お尋ねします。

行政の縦割りを超えた相談窓口が求められていますが、以前、8050問題を含む相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口が不明確なため、行政として担当課を明確にして、その課題を踏まえた支援ができる体制を構築していきたいと答弁されておりました。市はどのように取り組んでいますか、お聞かせください。

○議長（大原 功君） 福祉課長。

○健康福祉部次長兼福祉課長（大木弘己君） お答えいたします。

厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プランに基づき、市町村ごとのプラットフォームを設置していく取組があります。主な支援対象者として非正規雇用など、不安定な就労状態にある方や、希望する仕事はないなどの理由で長期にわたり就職活動に至っていない方、ひきこもりの状態にある方々などが対象です。今後、福祉課において関係各課と連携して支援してまいります。

中高年者のひきこもりの実態については把握が難しいので、体制づくりについて先進市を調査・研究してまいります。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 今後、訪問支援から就労まで切れ目なく支援、相談できる体制づくりは重要であり、就労支援員の充実を図り、より専門性の高い支援、相談窓口体制を進めていただきたいと強くお願い申し上げ、2点目の質問に移ります。

2点目は、視聴覚障がい者へのサービスについて質問させていただきます。

本市において、視聴覚障がい者の方を伺ったところ、令和2年8月現在で視聴覚障がい者は74人、聴覚障がい者の方は90人と想像以上にたくさん見え、驚きました。

子供を出産し、新生児聴覚スクリーニングの普及で先天性難聴が出生直後に発見できるよ

うになり、重度難聴であっても、早期に人工内耳手術を行えば十分に音声言語獲得ができるようになりました。本市においての新生児難聴スクリーニング検査はされていますか、お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 福祉課長。

○健康福祉部次長兼福祉課長（大木弘己君） お答えします。

先天性難聴の子供は1,000人に1人から2人とされていますが、聞こえの簡易検査である新生児聴覚スクリーニング検査は、保護者が希望すれば個人負担により出産した産婦人科での病院で受けることができます。

本市においては、令和元年度の3か月健診の対象児317人のうち、307人に当たる96.8%の子供さんが新生児聴覚検査を受けています。

難聴のあるお子さんは、早期の発見により手術や将来的に補聴器の利用により聞く力や話す力をつける練習ができますので、検査を受けていただくことをお勧めいたします。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 難聴児支援の早期発見と療育体制の取組をお聞かせください。

○議長（大原 功君） 福祉課長。

○健康福祉部次長兼福祉課長（大木弘己君） 難聴児の早期発見につきましては、新生児聴覚スクリーニング検査のほか、3歳児健診時に御家庭で事前の検査とアンケートを行い、健康推進課保健師により聞こえの確認が行われています。

療育的な取組といたしましては、かかりつけの産婦人科医において新生児聴覚スクリーニング検査により聞こえの障がい判明した場合、海南病院などの大きな総合病院へ精密検査を受けるように紹介され、さらに専門的な検査が必要な場合は、大府市にありますあいち小児保健医療総合センターが対応しております。こちらの医療機関では、補聴器の装用及びその後の療育についての相談が行われています。

また、一宮聾学校においては早期教育相談が行われており、個別指導と同年齢児による集団活動により、乳幼児からの指導と保護者への支援が行われています。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 難聴の早期発見、早期教育につなげるために聴覚検査は重要です。

先進地でも聴覚検査費の助成をする市も出てきています。今後、本市においても少しでも経済的負担軽減につながるよう、助成をしていただけるよう要望しておきます。

次に、聴覚障がい者への本市のサービスを教えてください。

○議長（大原 功君） 福祉課長。

○健康福祉部次長兼福祉課長（大木弘己君） 聴覚障がい者の方々へのサービスといたしましては、手話通訳者の配置があります。毎週水曜日の午前9時から正午までの間、手話通訳者

を福祉課内に配置し、聴覚障がい者の方々の日常での困り事相談や各課窓口における申請  
手続などについて支援を行っています。

そのほか身体障がい者手帳を取得されている方に対して、補聴器の購入や修理をされる際  
の補助を行っています。また、18歳未満の方で身体障がい者の基準ではないが、耳の不自由  
な方々への支援といたしまして、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業を実施し、身  
体障がい者手帳を持ってみえる方と同様に補聴器の購入や修理に対して補助を行っておりま  
す。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 補聴器の購入や修理に対する補助は知らない方も見えますので、  
周知させていただきます。

コロナ禍においてもオンライン化やデジタル化が進んでいないため、手続の申請など市役  
所に足を運んでもらわなければなりません。窓口の手続は視覚障がい者のみならず、視力が  
低下した高齢者など、読み書きに支障がある人への支援の必要性が訴えられています。

日常生活を送る上で、読むことと自己の意思を表すための書くことは必要不可欠の行為と  
言えます。しかし、視覚障がい者や視力が低下した人、また高齢者などにはこれが十分に保  
障されているとは言えない状況にあると言えます。こういった読み書きに支障がある人への  
支援は、共生社会の実現に向けても重要な課題と思っております。

そこで、必要となるのが目の不自由な人を対象とした代読・代筆などの読み書き支援の充  
実でございます。

愛知県小牧市では、読み書きの手伝いや執筆を受け付けていることを示す窓口お手伝い案  
内表示を利用者の多い市役所の窓口などに設置し、福祉担当課に限らず全庁舎に表示されま  
した。表示は小さい文字が読みにくい高齢者や視覚・聴覚障がい者の人たちに気軽に職員へ  
声をかけてもらおうと設置しました。本庁舎やふれあいセンター、老人福祉センターなど25  
か所の窓口にあります。小牧市は2年前から職員を対象に読み書き支援の講習会を開  
き、対応のサービス向上に取り組んでこられたそうです。

そこで、質問いたします。

本市においても、窓口には高齢者や目の不自由な人を対象にした代読・代筆案内表示を設  
置し、サービスができるように取り組むべきだと思っておりますが、いかがでしょうか、お伺いいた  
します。

○議長（大原 功君） 福祉課長。

○健康福祉部次長兼福祉課長（大木弘己君） 議員から御提案いただきました事例を参考に、  
小牧市などの先進市を調査してまいります。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 本庁舎には玄関に入って随時2名の案内コンシェルジュの方が親切な案内サービスをしてくださっております。代読・代筆サービスは、今後高齢者や視聴覚障がい者へのサービスとして必要だと思えます。本庁舎や銀行、郵便局、いろいろな市内窓口において親切なサービスができるように講習会などを行い、取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次に、今年6月に耳の不自由な人が電話を利用しやすくする電話リレーサービスを制度化する聴覚障がい者電話利用円滑化法が成立しました。スマートフォンなどのビデオ通話機能を使い、聴覚障がい者と健聴者の会話をオペレーターが文字で通訳介入する電話リレーサービスです。

現在、民間団体が実施していることが、公共インフラとして制度化するための法整備が実現したことにより、24時間365日サービスが提供されます。また、緊急通報や健聴者からも利用できるようになります。総務省は、来年度中のサービスの開始を目指すと発表されました。

本市においてもこのような体制をいち早く周知し、推進していくべきであると思えますが、いかがでしょうか、お伺いたします。

○議長（大原 功君） 福祉課長。

○健康福祉部次長兼福祉課長（大木弘己君） 電話リレーサービスは、子供が高熱で病院や学校へすぐ連絡しないといけないときや、予約していたホテルに到着が遅れることを知らせたり、運転中の車の故障で修理を依頼したいときなど、耳が不自由で電話が使えない方や聞きにくい方が、メールやファクスでのやり取りに間に合わない場合に代わる手段として、利用者である聴覚障がい者の方とお店や病院などの方を、電話リレーサービスセンターにいる通訳オペレーターがテレビ電話や文字チャットを使って手話や文字と音声を通訳することにより、電話で双方向に要件をつなぐサービスです。

通訳オペレーターとの通信料は利用者の負担となりますが、それ以外の費用は公益財団法人日本財団等が負担しますので、利用者にとっては便利なサービスですので、国の動向を注意しながら、本市も聴覚障がい者の方々へ電話リレーサービスの普及啓発に努めてまいります。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 最後に、茨城県石岡市では、災害時に視覚・聴覚障がい者が避難所などで着用し、必要な支援を受けやすくする防災ベストを希望者に随時配付されています。防災ベストの背面には、「目が不自由です」「耳が不自由です」のどちらかの文字が表記、正面にはヘルプカードを入れられるスペースがあります。また、夜間でも目立つように蛍光色をベースとし反射材をつけております。対象は市内在住の視聴覚障がい者で、該当者には

市から申請書が送られており、希望者は市への申込みをいたします。

そこで、本市においても防災時に役立つ防災ベストを作り、貸与、もしくは避難所として保管できないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 福祉課長。

○健康福祉部次長兼福祉課長（大木弘己君） 災害時において避難された目や耳の不自由な方々への支援として、一目で認識できる防災ベストは、貸与や避難所に配備しておくには有効な手だてと考えるので、今後検討してまいります。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 前向きな御答弁、ありがとうございます。

いざというときに自分の身を守れるように配慮した支援対策は必要だと思います。また、誰もが孤立することなく、共に暮らすことができる地域共生社会の実現を目指せるよう、今後の取組に期待して一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大原 功君） 暫時休憩いたします。再開は午前11時25分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時19分 休憩

午前11時25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 5番 加藤明由でございます。

都市計画道路と財政調整基金について、2点お伺いをいたします。

都市計画道路について質問ですが、弥富市の都市計画道路は、昭和48年1月19日に都市計画決定をされ、既に47年を経過しています。まさに半世紀を迎えようとしております。

昭和48年の都市計画決定時とえば、高度成長期、交通戦争と言われた時代であり、昭和46年の1万6,700人を最高に交通事故犠牲者が多く、交通環境、道路の安全対策が求められてきました。昨年においては、道路の安全対策、自動車の安全対策、国民の安全意識の向上等でピークの5分の1以下、3,000人台まで減少しました。

弥富市内でも、ひので保育所の北側を通る日光大橋西線は、両側にはもったいないと言われるほど広い歩道が設置された極めて理想的な道路環境が整備されました。このような道路環境が市内に都市計画道路として計画されてはいますが、多額の予算を必要とすること、地権者の事情もあり、思うように進展していない状況であります。

計画から半世紀近く経過し、計画当初とは生活環境、交通環境ともさま変わりし、実態にそぐわない道路計画も見受けられます。過去の市議会の議事録を見ましても、同様な質問が

されているようですが、その後の経過を含め質問をさせていただきます。

市役所前の平和通線、向陽通線、穂波通線など、南北の国道1号線に接続予定の計画路線は着々と整備されており、1号線まであと少しと完成にめどがつきつつあるようですが、東西に延びる錦通線は進捗率はどのようになっておるかお聞きします。

○議長（大原 功君） 大野建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

平成30年度末時点の錦通線の概成済み区間も含めた進捗率は19.9%でございます。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） この19.9%という数字は、以前にも2014年9月議会において、伊藤勝巳議員の答弁でも19.9%という答弁、20%となっておりますけど、それと平成19年3月発行の都市計画マスタープラン、これにおいても19.9%の進捗率と書かれております。しかしながら、都市計画の図面を見ますと、一応終わったところは実線で書いてありまして、計画中、工事中のものについては点線が入っておるわけですけど、全く実線も点線も入っておりません。実際、これは都市計画道路として終わったことになるのか。

それと、そもそも都市計画道路は知事の事業認可を得て、事業認可59条ですが、これを受けたのか受けていないのか、これを整備されたとこれと言えるのか。一般の市道で整備されたという話も聞いておるわけですよ。これで、この都市計画道路については、道路に番号がついておりまして、錦通線については3の4の777という番号がついています。この番号は何かなと思って調べてみますと、最初の番号3は幹線街路の区分になるそうですね。それで次の4は、道路の幅員、規模ですね。16メートルから22メートルの計画が上がっておる。一番最後の777というのは道路の一連番号と、こういうことなんですけど、現状は16メートルどころか13メートルしかないわけですが、これで都市計画道路として終わったことになるのか。都市計画法上の都市計画道路決定ですが、これで終わったことになるのか。

私もいろいろ県のOBさんとか、道路行政に精通した方に何人かにお聞きしましたが、この状況はまさしくおかしいとしか言われませんが、この点どうですか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

錦通線の都市計画決定は、昭和48年1月19日に愛知県告示がなされております。また、この都市計画の事業認可は受けておりません。

都市計画マスタープラン等でお示ししております整備率は、毎年実施している都市計画に関する現況調査の報告値に基づいて記載しており、改良済みと概成済みの区間延長を合わせた数値となります。

概成済み区間とは、改良済み区間以外のうち、路線として都市計画道路と同程度の機能を

果たし得る区間で、具体的には、計画幅員のおおむね3分2以上を有する区間のことでございます。錦通線につきましては、都市計画決定されている幅員で整備された区間ではございませんので、完了とはなりません。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） ちょっと話が難しく理解できない部分もあるんですが、いずれにしても16メートルから22メートルの計画の中で、計画されておるものが13メートルしかないということは、どう考えても終わっていないよと、こういうふうに県の道路行政に精通した方もおっしゃるわけなんですけど、この状態で前回6月議会でもちょっと申し上げましたけど、道路が余ったから売ったという話なんですけど、これに対しても、県のOBの方はあり得ない話だとおっしゃるんですが、また名古屋市の計画予定地内ですね。計画予定地内というのは、都市計画法第53条で建築制限をかけておりますよね。この建築制限というのは、一般の人がうちを建てるについてはほとんど問題がない。といいますのは、できないものは地下室、それから鉄筋コンクリート造の建物は駄目、高さ10メートル以上は駄目ですよですから、一般の方がうちを建てるについては、全く問題になるような規制ではないと思います。

ところが、名古屋市の都市計画道路の建築許可制限を見ますと、予定地からさらに1メートルを余分に見て規制をかけるとなっておりますよね。そうなりますと、現状で都市計画道路の線が引いてあるのはおおよその線であって、確実に測量してここだと言い切れる位置の線ではない。だから、1メートル余分に規制をかける、こうなっておるんですが、それなのに余ったという表現がどう考えても理解できないと県のOBの方がおっしゃるんですが、誰が余ったと判断されたんでしょうか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） 余ったと判断されたということなんでございますが、この路線は平成9年度に道路測量設計の業務委託を発注してございます。その中で暫定的な整備ということで片側歩道の整備を道路事業として実施しております。その際に都市計画道路の中心線のほうも検討してございます。そこから幅員を割り出した場合に、計画区域の事業地内とはならないということを確認しております。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 先ほどから言っておりますように、計画としては16から22ということになっておりますので、16メートルで全部やるということじゃなくて、22というのは、やはり交差点付近というのは右折でも要るだろうし、仮にバス停でも作れば余分に土地が要ると、こういうことから考えると、交差点付近ですから22メートルぐらい空いておってもいいかなと思わんでもないんですけど、これ以上やっても恐らく何でするので、これは取りあえずこれで収めます。



最近、私のほうの佐古木地区にも都市計画道路、白鳥線でしたかね。計画をされておりますけど、全く手つかずで47年間経過したわけですよ。それで、その中に土地を持ってみえる人が、先ほどの話じゃないですけど、うちを建てるについては何の問題もないで別に構わんと言えば構わないんですが、いざこれを売却しようとする、買手が当然規制のかかったものと規制のかかっていないものを同じ値段で買うわけにいかないから、値段を買ったたかると。

現に1名の地主の方は、売却しようと思ったら、結局、都市計画道路の理由で値段をかなり買ったたかれたと。だから、売のをやめて現状を太陽光発電にしちゃったよと、こういう話を聞くわけですけど、こうなってきますと、地元の了解を得て、地主さんの了解を得て都市計画決定をしたわけではありませんので、全く地主にしてみれば迷惑な話と、こういうふうにはしか取れないわけなんですけど、都市計画のことですから、10年、20年、30年の長き計画でやられることは十分理解ができますけど、さすがに50年間も全然できるのかできないのか、ほとんど皆さんできないというふうに見ておるわけですが、このままいつまでも放置されますと、ますます皆さん、困られる方がいっぱい見えるわけですよ。

それで、いろいろ調べてみたら、やはりこの類いの訴訟も起きておるようで、何か盛岡事件となっておりますけど、やはり地主が権利制限に対して損失補償を請求したと。判決は棄却されましたが、裁判官の補足意見として、建築制限の期間を考慮することなく損失補償の必要はないとする考えには、大いに疑問があるという裁判官の補足意見がついたそうであります。

それと、静岡県伊東市の例でいいますと、建築申請を出したら不許可になった。この不許可を取り消せという裁判を起したら、やはりこれは最高裁で平成20年3月、県が敗訴をしておりますが、都市計画法は客観的、実証的な基礎調査の結果に基づいて都市計画が策定されていることを求めており、県の計画は周辺の人口予測が過大設定であることから、これに基づいた将来の交通量の予測も合理性に疑いがあると言わざるを得ず、拡幅計画が違法と評価された。これで静岡県は敗訴して、この判決は確定をしておるようです。

ですから、こういった判例がありますので、ぜひとも見通しのないような計画は消したらどうかと思うんですけども、一般的に私ら素人が考えるように、図面の上から消しゴムで線を消すだけというわけにはいかないと思うんですけど、これを仮と消すとなると、どのような手続が必要であるかお答えいただきたいと思います。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

都市計画道路の計画決定については、道路の規格によって愛知県が決定するものと市町村が決定するものがございます。

都市計画の変更、廃止につきましては、都市計画法に基づいた都市計画変更の手続が必要となります。

市決定の都市計画道路を廃止する場合の流れといたしましては、まず都市計画を変更する案を作成し、地元説明会を実施いたします。地元説明会における意見を検討、反映した案をもって愛知県の事前協議及び近隣市町村調整を行い、市民等を対象とした案の縦覧を行った後、市の都市計画審議会の議を得た後、愛知県知事協議、弥富市告示をもって廃止することになります。

弥富市内にある都市計画道路の未整備区間の多くは、高度成長期に計画決定されたものでございます。議員が言われるように計画決定から現在にかけて時間がかかっており、社会経済情勢が大きく変化していることを踏まえ、平成30年8月に公表された愛知県都市計画道路見直し方針に基づき、計画の必要性など県下で見直しが進められており、市におきましても近隣市町村と調整しつつ、都市計画道路の再検討を進めております。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 手続に従ってやれば消せないこともないようなお話なんですけど、2013年12月に伊藤正信議員、2014年6月に武田正樹議員、それから2015年12月に横井昌明議員が同様に都市計画道路の件について質問をされております。

やはり同じような質問もあったわけですが、ぜひとも一回、地元の意向を聞いていただきまして、まして白鳥線は2種住居地域ですかね。そのど真ん中を16メートルの道路が通過していくになると、恐らく地元の人としては、あまり歓迎されないかなと思わんでもないんですけど、以前にも見直すというような記載もあるわけですが、本当に実際に見直されたのか、そのままになっておるのかも、本当にやったのかなあと、この見直しをと思えてくるわけですけど、ぜひとも過去のことは別にしまして、今後は早急に地元の意向をお聞き願って、やめるものならやめるということで地主さんの負担を軽減するという形でお願いしたいと思えます。その点、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） 先ほども現在検討を進めておるとい御答弁をさせていただきました。ただ、廃止するには、やはりこれまで長い間制限をかけてきたわけでございます。そういったことも過去には、先ほど述べられましたそういった裁判になっているような案件もございますので、その辺は愛知県が見直し指針をつくっていただき、それに基づいて見直し作業を進めていくというものでございます。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） ぜひともここだけの話じゃなくて、本当に第一に地元の意向を聞いていただきまして、早急に検討をお願いしたいと思えます。

次に、佐古木駅前広場都市計画図を見ますと2,500平方メートルの駅前広場の計画がこれもあるようで、この中の2,500平米分は建築規制の対象になっておると思います。ところが何年か前に弥富市が鉄筋コンクリート造りの公衆トイレを造ったと。これは多分、役所のやることですから例外だと思えますけど、ちょっと確認だけさせていただきます。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

佐古木の駅前広場の都市計画区域内にトイレが建っているということでございますが、こちらは計画法第53条第1項ただし書によります建築等の規制の適用除外行為とされており、例外というものではございません。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 恐らくそういうことであるだろうと想像はしておりましたけど、ただ、御近所の方で規制がかかった人から見ますと、自分たちはそういうふうに規制をかけられて、いざ売ろうとすると買ったたかれる。そこへ役所が、本来、民間が駄目なものもできると。ちょっと矛盾を感じると言えば感じる。このトイレも実際、2,000万円近くたしかかかったと思えますけど、この2,500平米の中の先行投資的な位置で決まったのなら、私も先行投資で先にやったんだと思うんですけど、そうではなくて、たまたまここが空いておったからここに造ってしまえということで、最終的な図面ができたわけでも何でもなくあの位置に決まったと思えます。取りあえずは法的には問題ないことは確認させていただきました。

それでは、続いて財政調整基金についてお尋ねをいたします。

このたびの新型コロナウイルス感染症の事態で、新聞紙上やテレビで財政調整基金との用語が頻繁に出てまいりました。財政調整基金を検索、調べてみますと、年度間の財源不足に備える。財源に余裕のある年度に積立てを行う。突発的な災害や急を要する経費に備える等の説明がされております。

財政調整基金は、地方自治法や地方財政法に基づいて市町村の条例で定められていますので、全国一律と私は思っておりました。これは一種の貯金でございますから、同じような内容の条例があるものだと思っておりました。ところが、各市町村の条例を見てみますと、随分内容が違うわけですよ。ちなみに弥富市の場合だと、条例の内容から見ますと比較的自由に使えるなあと、こういう内容であると思えます。

ところが、稲沢市の財政調整基金条例を見ますと、かなり用途、使い道が限定的になっておる。その一つが、経済事情の著しい変動により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てる。2つ目が、災害により生じた経費の財源または災害により生じた減収を埋めるための財源に充てる。3番目が、緊急に実施することが必要となった大規模な土木建築事業の不足経費に充てる。4番目が、長期にわたる財源の育成のために

する財産の取得等の経費。5番目が、償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てる。この5項目が書かれておるわけですが、これを本当にやりますとかなり用途が限定されてきますので、かなり使いにくいかなあとは思わんでもないんですけど、稲沢市さんが本当にこれに従って財政調整基金を使っておるのかなあということで、ちょっと私も疑問に思っただんですが、でも、今回のコロナ対策が、私らがちょうど議員になってからコロナの騒ぎが大きくなってきて、当初から対策について、弥富市はお金がないから何もできませんといった話も出てきました。

数年前からも、職員の中でも財政が危機状態にあると言われる方もおりました。6月議会では、財政非常事態宣言との言葉も出てくるぐらい、あまり楽観視ができないような状況にあると、こういうふうな感触を持っておるわけではございますが、一般市民は弥富市の財政力指数が0.99である、こういう言葉はしっかり聞かされておりますので、一般の市民の方にはこういった危機感はほとんどありません。

今回のコロナの非常事態が起こった場合に対応できるお金とするならば、やはりこの稲沢市のように用途を限定してあまり気軽に手をつけるというか、最後のとりでだというようなお金の蓄えも必要ではないかと思えます。

それでお尋ねなんですけど、現状、財政調整基金をどのようにお使いになってみえるのか、使途ですね。これをお伺いします。ざっとで結構でございます。

○議長（大原 功君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

条例にも規定してございますが、災害復旧やその他財源が不足する場合の不足額を埋めるためのものでございます。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 今回のコロナの件については、まさしく誰もが予期していなかったような災害に当てはまると思うんですが、こういった場合に対応するお金が別にあれば、今回ももう少しすんなりと対応ができたんじゃないかと思わんでもないんですけど、何せ初めてのことでございますので、今後の教訓にするということでは、何らかの非常事態に対応するお金というのは必要ではないかなと思うんですが。

財政調整基金につきましては、昨年3月の予算編成に絡んで市長の辞職勧告までに発展した際に、職員の一部は安藤市長に同情する声も多々聞かれました。このときは財政調整基金が底をつきそうになり、市長は10億円は財政調整基金に残したかったと、こういうふうにおっしゃっていた。私も直接市長からお聞きしております。

この時点では、コロナは世界的にも全く問題になっていませんでした。今年になってコロナ対策に多額の資金が必要となり、市長の本心から言えば、だから10億円を残しておくと、

こういうふうに思われたんではないかと、口には出せませんが、そういうふうに思われたんだろうなと私は思っておるわけですが、お金のことで、個人にしても行政にしてもたくさんあればいいにこしたことはありませんが、このお金を積み立てるのもなかなか大変なことでありますし、毎年コンスタントに弥富の場合は、ここ数年間、財政調整基金が減りつつありましたから、多分それに危機感を抱かれたんだろうと思います。

土曜日の中日新聞に、名古屋市の年度当初100億円あった財政調整基金が5,000万円台まで減少した。しかし、地方創生臨時交付金188億円で再び133億円まで回復したと、こんな記事が載っておりましたが、やはり楽観視はできないというふうに書いてありました。

来年度以降もコロナの影響による歳入見通し、恐らく減ることがあっても増えることは考えられないわけですが、こういう状況の中で、前回、金曜日の一般質問でJR弥富駅橋上化、自由通路計画を進める考え方を表明されたと、私はそういうふうに受け取ったわけですが、それに対して、市長、副市長、総務部長、財政課長が財政的にも乗り切れるとの答弁でありました。

弥富市には、現状で桜小学校以外の長寿命化計画、桜小学校は、たしか昨年5億円で終わったと思います。ですが、弥生、白鳥、弥富北中学校等、まだ長寿命化計画が残っておるわけですが。海部南部消防署の建て替えについても、これも飛島さんが3分の1、おおよそ3分の2が弥富市の負担となると思います。これも今後の課題、そんなに長く放置するわけにはいかないと、こう思っておるわけです。

それと、一時期小・中学校の体育館の天井を撤去して、たしか小・中学校については全て終わったと思いますが、白鳥コミ、南部コミ、福祉センター、社会教育センター、十四山スポーツセンターは取りあえずネットを張って応急処置をされたみたいですが、この体育館の天井撤去が全て残っております。これも恐らく小・中学校でも3,000万、5,000万ぐらいかかっておりますので、社会教育センターあたりですと一桁上がるのかな、1億ぐらいかかるのかなと、こういうふうに考えるわけですが、こういうものをもう既に何年か放置されております。

どこの場所だったかちょっと覚えがありませんけど、大地震が起きたときに天井板がばらばら上から降ってくるような光景をテレビのニュースなんかで皆さん見られていると思いますが、結果的にあれを想定して、小・中学校の天井は文科省が補助金を出して撤去しなさいということで、それに従って全て終わっておると思いますが、聞くところによりますと、こういったコミュニティ施設とか福祉センターあたりは補助金がないということを知っております。それで、あまりにもお金がかかるから放置されておるんだと思いますが、これをいつまでも放っておくわけにはいかないと、こう思っております。

普通の住宅の天井でしたらせいぜい2メートル50ぐらいしかありませんので、落ちてきて

も痛いという程度で大したけがにはならないと思うんですけど、さすがに社教センターあたりの天井ですと20メートルぐらいあるわけですから、相当な加速度がついてまいりますので、ちょっとのけがでは恐らく終わらないと思います。

こういうものをさんざん放置したと言っていると言い過ぎになるか分かりませんが、現実にはやっていないわけです。これをもって次のJRの橋上化をやると言われたんですけど……。

〔「議長、携帯電話の音が聞こえるもんで、停止してもらえますか、一旦」の声あり〕

○5番（加藤明由君） すみませんが、議会規則でやじは禁止されておると思いますので、御遠慮いただきたいとします。

〔「一度確認してください、議長」の声あり〕

○5番（加藤明由君） 続けていいですか。

○議長（大原 功君） 12時になりましたので、ここで暫時休憩して、再開は午後1時にします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

加藤議員。

○5番（加藤明由君） 午前中に引き続きまして、多額の資金を要する事業が幾つか残っております、事実上もう二、三年も放つてあるような体育館の天井補修ですね、こういったものがある上に、JRの名鉄橋上化工事が始まりそうなのですが、今後の見通しでございます。

一般的に弥富市の場合、どのぐらい財政調整基金を持って、来年度どのぐらい財政調整基金が確保できそうなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

まず、財政調整基金の適正な額というようなことですが、これは標準財政規模の10%である10億円以上は必要であると考えております。

次に、来年度予算に向けてという御質問でございますが、御指摘のように令和3年度の歳入予算につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、税収がどの程度なのか見通すことが現状難しくなっているようなところでございます。

そうした中、財政調整基金繰入金をどの程度見込んで令和3年度当初予算を編成していくかということでございますが、最低限10億円を確保できるよう現在事業の見直しを進めてお

るところでございます。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 現状では、いつまでこのコロナの状況が続くのか全く見通しがついておりませんし、同じように来年度の歳入がどのくらい減ってくるのかも、恐らく確実な数字はつかめないと思います。

この状況で確かにどのくらいと言われても難しいと思うんですが、いずれにしましてもこの状況で多額の予算を要する事業が残っておりますので、今後この事業をどういうふうにするのか、市長さんにお尋ねしたいと思います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 財政調整基金の処分につきましては、地方財政法第4条の4の規定により、ただいま御指摘がありました他市の条例に規定されております内容が既に規定されておまして、そのような場合にしか処分することはできないこととなっております。市長の判断でどんなときでも処分できるものでは当然ございません。

また、財政調整基金の財源不足を補う際には歳出が伴うわけでございますが、それは予算の形で議会へ御提出させていただきますので、そちらのほうで内容も御審議いただきますようお願いを申し上げます。

また、新型コロナウイルスによる財政への影響でございますが、ちょっとこれは終息が見えないということでございます。市といたしまして、また私といたしましては、一日も早い終息を願っているところでございます。以上です。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 早いところこのコロナが何とかならないものかということは、皆様がお考えになっていることだと思います。経済も大変です。その中で大型事業が始まりそうでございますので、あくまでも市民サービスの低下とか、過去に積み残した事業を停滞させることなく行っていただくようお願いをいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（大原 功君） 暫時休憩して、再開は午後1時10分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時04分 休憩

午後1時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） こんにちは。4番 堀岡でございます。

それでは、通告に従いまして質問を行います。

大きくは2点、1つ目にG I G Aスクール構想について、2つ目はコロナ禍における市民との協働についてでございます。

事例なども含めますので、ちょっと説明は長くなるかもしれませんがよろしくお願いたします。

少し前から、Society5.0という言葉をよく耳にします。Society1.0は狩猟の時代、2.0は農耕の時代、3.0は工業の時代、4.0は情報の時代、そして5.0は新たな社会を目指すもので、第5期科学技術基本計画において、我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱をされました。

I o T、A I、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術が進んできており、我が国は少子高齢化など課題先進国として、これら先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会の実現を目指しております。

Society5.0時代に向けた学校教育環境の整備に向けて、これまで以上に人間が中心の社会であり、読解力や考える力、対話し協働する力など人間としての強みを生かして、一人一人の多様な関心や能力を引き出すことが大切であり、これまでの日本の教育のよさを生かしつつ、A I、I o T等の革新的技術をはじめとするI C T等の活用による新たな教育の展開が不可欠と考えます。

国は当初、2023年をめどに進めるとしていたG I G Aスクール構想を前倒しし、今年度中にその環境整備を整えるとしております。これを受け、弥富市でも今定例会で補正が組まれております。

前倒しの理由は、新型コロナウイルス感染症の終息にめどが立たないため、今後も断続的に休校になる可能性があり、授業の遅延や子供たちの学力低下を防ぐためにも、遠隔で行うことができるオンライン授業の整備は非常に重要だからであります。場所を問わず受けることができるオンライン授業は、子供たちの教育の機会の損失を防ぎ、コロナ流行の下でも進級や進学をスムーズに進めるために役立つことが期待をされております。

昨年12月、文部科学省はG I G Aスクール構想を打ち出しております。子供たち一人一人のコンピューター端末と学校の高速度大容量の通信ネットワークについては特別なものではなく、令和の時代における学校のスタンダードとして整備をしていくこととされております。

また、昨年6月には学校教育の情報化の推進に関する法律が成立をし、国や自治体が学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的・計画的に策定・実施をする責務が明確化をされました。

今や、仕事だけではなく日常生活を含めて、社会のあらゆる場所でI C Tの活用は当たり



前のものとなっており、Society5.0時代を生きていく子供たちにとって、ICTは切っても切り離せないものとなっております。

今年4月より、小学校から順次全面実施となっている新しい学習指導要領でも、情報活用能力を学習の基盤となる資質・能力とされており、ICTを適切に使いこなす力は、今や読み書きそろばんと同じ位置づけと言えます。弥富市も国からの財政支援を最大限に活用しながら、学校ICT環境整備を加速していくべきと考えます。

最初の質問ですが、GIGAスクール構想の事業概要と、市の整備状況及び今後の整備計画について伺います。

○議長（大原 功君） 山下教育部長。

○教育部長（山下正己君） GIGAスクール構想の事業概要としては、学校における高速大容量のネットワーク環境整備、義務教育段階において令和5年度までに全学年の児童・生徒が1人1台の端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指すことです。

しかしながら、コロナウイルス感染症拡大による臨時休校が長期化し、教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、また今回のような事態にも対応可能な遠隔教育を加速していくことが急務となりました。現在は当初の計画を前倒しし、本年度中の整備完了となっております。

本市の整備状況といたしましては、校内LANの整備につきましては、年内に工事完了を予定しております。また、タブレット、大型電子黒板、書画カメラ等の整備は年度内に完成を予定しております。今後は、引き続き追加の機器の整備やソフト面の充実に努めてまいります。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 御答弁いただきました。

補正で組まれているとおり、先ほども申し上げましたけれども、端末機とか通信環境整備は年内に整うと。年度内にはそういった端末機もそろうだろうと。ただ、弥富市のGIGAスクール構想としては、あくまでも端末環境整備をするにはこのコロナ禍において学習の遅延がならないように、それをオンラインも含めて一つの手段としてその環境を整えておくために、今回国のGIGAスクール構想でいう環境整備についての補正予算が組まれております。

そうしたら、弥富市のGIGAスクール構想は何年をめどに構築をされていくのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（山下正己君） 国が示しております当初の計画どおり、2023年、令和5年度での完了を目指したいと思っております。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） せっかく端末も入りますし、それを活用はしながら着実に、今後の以下の質問にもつながってきますけれども、ソフト面でのいわゆる環境整備であるとかいうものに尽力をしていただきたいなと思います。

続けます。

次に、GIGAスクール構想の措置要件として、1人1台環境におけるICT活用計画、さらにその達成状況を踏まえた教員スキル向上などのフォローアップ計画とあります。端末機や通信環境などのハードを整備することはあくまでも手段であり、それをいかに効果的に使い、子供たちの学びを豊かにしていくかが大切になると思います。そのためにも、教師がICTを活用して指導力を高めていかなければなりません。市としてはどのように取り組まれていくのか伺います。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（山下正巳君） 弥富市では、平成28年度から教師力向上研修を行っております。講師には、その年度や学校ごとの課題を加味しながら指導をしていただくよう依頼しております。

ICTに関しましても同様に、各学校、教員に助言をしていただくようにしてまいります。また、教員同士の研修の場を設け、実践例を持ち寄り、情報共有を図り、教員の創意工夫を促します。

教育委員会といたしましても、現場の意見を聞きながら支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 続けて、聞いてまいります。

また、情報リテラシー教育の充実や有害情報対策は、学校だけではなく、地域全体で取り組んでいくべき課題と考えます。WHO（世界保健機関）は、オンラインゲームやテレビゲームのやり過ぎで日常生活ができなくなるゲーム障がい新たな病気に認定をいたしました。

さらに、昨年12月に結果が公表されましたOECDが実施した生徒の学習到達度調査2019では、我が国の学校の授業でのICTの利用時間が最下位である一方、学校外ではネット上のチャットやゲームを利用する頻度はOECD平均よりも高く、その増加が著しいことが明らかになるなど、ICTをめぐる我が国の子供たちの現状と課題が浮かび上がるものであります。

ICTの活用には、よい側面だけではなく留意すべき点もございます。しかし、子供たちをICTから遠ざけるのではなく、ICTを正しく適切に使いこなしていくことができるよう、情報リテラシー教育の充実や有害情報対策などに取り組んでいくことが一層重要になる

と考えます。市としてどのように取り組んでいくのか伺います。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（山下正己君） 情報活用能力である情報リテラシー教育や有害情報対策については、議員の御指摘にありますとおり、学校だけで対応しても限界があります。家庭との連携も必要と考えております。

今までも、携帯電話やスマホに潜む危険など、保護者や児童・生徒に対して各学校で講習の場を設けてまいりました。今後も継続していくよう働きかけてまいります。また、タブレットを活用した授業をしていく上で、より身近な課題として、実践を通して取り組んでまいります。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 御答弁いただいたんですけれども、よく、あれやったらあかん、これやったらあかんということの一つのルールとして、家庭でも子供さんに対してルール決めをされたりもするんですけれども、それはあくまでも正しいことがあって初めて悪いことというのがあるものですから、学校側も当然ですけれども、正しい使い方ということはこのICT教育の中で子供たちに育てていただく。あとは御家庭の御家族とも、こういうことやっているんだよ、学校はというところでの情報の共有ですよ。そういうことをやっていって理解を求めていただかないと、子供さんの家での、先ほどOECDの結果でもありますとおり、6月にも質問しましたが、なかなか自治体というのが電算としてのICTは使っているけれども、一つの機能としてのICTの利用というのは、このたびのオンライン申請でもそうですけれども、なかなか進んでいないというのが現状でして、学校教育でもようやく電子機器は使いますが、それが実際にICT教育の中のものなのか、ただ道具として使っているだけでは、先ほども申し上げたように意味もないものですから、いかに活用していくか。

その教育によって、子供たちが考える幅が広がるであるとか、また個別の特性なんかを生かしていくという教育につなげていくことだと学習指導要領にも書かれてあるとおり、そのことをやっぱり御家族ともしっかり共有をしていただいて、理解をしていただいて、リテラシー教育はリテラシー教育として進めていっていただきたいし、親御さん方も子供にあんなことやったらあかんと言いながら、そんな悪いところを見ているわけじゃないけれども、何か暇があったら触っていると、もう家族で今あんまりファミリーレストランとか行くことないですけど、よう食べに行ったりすると家族全員何か知らんけどスマホ触っているみたいな、会話のない状況でやっているところもよく見受けまますので、そういう例えば場所をわかまえるであるとか、そういったことも常識として必要なんじゃないかなあ。

それは子供さんは親御さんを見て学ぶので、子供が触っていれば黙っているから安心と思われるかもしれませんが、そういう常識が低下していくことが、いつでも使っているいや

みたいな、暇があったら触っていていいんやみたいな。目も悪くなりますしね。最近近視の子が多いと聞きますので、やっぱりそういうことも注意していただいで、正しい使い方というのをしっかり啓発をしていただきたいなと思います。

では、続けます。

次に、昨年4月から、学習用デジタル教科書を読み書きに困難を抱えている子供たちが学校で必要に応じて使用ができる法改正が行われ、施行されております。

学習者用デジタル教科書の制度化に関する法令によりますと、視覚障がい、発達障がい、その他の文部科学大臣の定める事由により、紙の教科書を使用して学習することが困難な児童・生徒の学習上の困難を低減させる必要がある場合となっております。弥富市におきましても、特別支援学級や通級指導教室に通われるお子さんが増加傾向にあると伺っております。

これからは、学校の情報化の推進で1人1台の端末ということですが、こうした児童・生徒にこそ優先をして学習用デジタル教科書が提供されるべきではないかと考えます。

そこで質問ですが、学習用デジタル教科書を導入した場合の教育的効果について、市の見解を伺います。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（山下正己君） デジタル教科書については、今までは指導用デジタル教科書により、一斉授業の中で効果的に活用できる場面で使用してまいりました。タブレットが個別に配付され、また児童・生徒にデジタル教科書が導入されれば、今まで以上に一人一人の学習状況に応じた指導を行うことや、デジタル教科書の機能として文字等の拡大や音声読み上げ、動画やアニメーションの活用が可能となります。

また、一人一人の興味関心に応じて課題の追求がしやすくなり、一人一人が自分の学びを深める学習が進めやすくなると考えております。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） そういう効果のある学習用のデジタル教科書でございますが、しっかり設定するのにもかなり時間もかかることだと思っておりますが、今現在、紙媒体の教科書で授業しにくい生徒さんいらっしゃいます。タブレットが早く入るということでしたら、そういった生徒さんを優先的に使えるように、またそういう配慮をしていただくことも大事じゃないかなあと思っています。

続けて、質問をさせていただきます。

教育のICT化に向けた環境整備5か年計画では、4校に1校のICT支援員の配置目標水準が設けられております。GIGAスクール構想推進の中で、教諭負担軽減策としてICT支援員の必要性が増すものと考えられます。今後どのように取り込まれるのか、伺います。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（山下正巳君） ICT支援員とは、先生、児童・生徒へのICT教育支援、メンテナンス支援等を担う方で、教育のICT化に向けた環境整備5か年計画においては、令和4年度までに4校に1人配置するよう示されております。

今後につきましては、計画にありますように配置に向けて学校と調整してまいります。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） これまでちょっとGIGAスクール構想についても、本当にはしょって、部分的に質問をさせていただいたんですけど、まずはオンラインなんですけど、オンラインもいろいろ問題がございますよね。

私ごとですけれども、うちの息子も神戸の大学に行っているんですけど、実質今コロナの体制になる前にこちらに戻ってきて、ずっとオンラインの授業をされています。大学では、授業をするたびにアンケートを取って、どうだという形になっているんですけど、いわゆる一斉授業を講堂の中でやっているのか、パソコンの画面でやっているのかという違いであって、それは耐えられないですよ。2時間3時間、画面の正面を見て話を聞いているだけで、せいぜい1時間が限度。これを小学生、中学生にやるなんてとんでもない話だと思います。

当初の段階では、小・中学校では課題を出しながら、また動画などをしながら、必要なことは先生とオンラインでつながっているということなんです。その先進授業としてまた見ていただきたいなあと思うのは、当初4月から一斉休校になりましたけれども、いち早く取り組んでいたところが、東京都の町田市がすぐさまオンラインができた。ICTがそれまでかなり推進をされていたということもあって、御家庭の協力も得てすることができた。

その中で、今言ったようなオンライン教育での問題点、課題点ですよ、そういったことがあったんですけれども、そういうところが自治体がしっかり情報共有をして、ああ、こうなんだ、ああなんだというところで連携を取っていただければ、この環境整備を整えるみたいなことにもならなかったんじゃないかなあとは思いますが、ここでこの教育委員会の方がおっしゃっているのが、いわゆる大事なことは、学校が休みになろうが、休校になろうが、授業を継続していくのであれば、生徒さん同士のやっぱりコミュニケーションの場と先生との信頼関係は絶対築かないとならない。その道具として使うのがICTだけであって、教育の本質は変わらないんだと。そこをかなり強調されておっしゃっていましたので、まだ町田市、多分いろんなところで出てきますので、一つの事例として参考にもしていただきたいなあと思います。

その進め方にしまして、先ほどICT支援員のお話をさせていただいたんですが、これもちょっと一つ提案というか要望なんですけど、このGIGAスクール構想の展開になって、市としてかなり先進的に取り組んでいらっしゃるのがさいたま市、ひょっとしたら教育長の

辺り御存じかもしれませんけど。

まず、このすごいところは、ICT支援員の前にプロジェクトチームが立ち上がっています。これは産官学で立ち上がっています。要は民間から、はっきり言って自治体職員の中と教職員の中にICTにすごいスキルが高い方というのがたまたまいらっしゃればいいですけど、そうでない場合は、今コンサルタントとかシステムエンジニアとか、ほとんどの方がテレワークなんですよ。副業、兼業というのが可能になっている、そういう力をしっかり借りていただけたらな。

そういうことで、さいたま市としてはプロジェクトチームの一つのリーダーとして、民間のコンサルタントじゃないけれどもたけている方、それぞれ機器にたけている方、アプリケーションにたけている方、ソフトにたけている方、やっぱり学校側から教育に関してどういうふうな展開をしていったらいいのか、そういう方々がまずプロジェクトチームをつくって支援員の人材配置であるとか、具体的にやっぱり決めていらっしゃるというのがすごい参考になりました。

ここでも書かれていますけれども、本当にタブレットさえあって通信環境が整ったからと言って、ICT使っていますからICT教育です、これじゃないんですよ。先ほども申し上げましたとおり、あくまでも道具でございますんで、教育の幅が広がる、ましてや先ほど言ったSociety5.0の時代に、グローバルに通用する人材を育てていくわけですから、教える側がまずその域を超さないと、これからのスタンダードですよと、読み書きそろばんと同等のものなんだというような意識で教育に関わっていただく。

僕ら言っているのは簡単ですけど、やるのは大変だと思いますけど。だけど、それを受ける子供さんたちが本当に楽しみになるような、海外ではオンラインって結構楽しくやっているんですよ。何でかなあと思うんですけど、その辺りというのはやっぱり日本の一斉教育というんですかね、先生がしゃべったら生徒黙らなあかんみたいな、何も言っちゃいかんみたいな、そういう何か暗黙の何かがはびこっているのかもしれませんが、分からんことは自由に聞ける。先ほども言いましたオンラインで言うならば、課題を出しても日中の時間を自分でそれぞれに予定を立てて、午後はこれをしてあれをして、それを先生が把握をしている。分からんことは先生にオンラインで常につながるみたいな、またメールでもつながるみたいな。グーグルミートとかいろんなものを使いながら常につながっている。だから、自宅におっても子供さん自身はそれを学習する生活の中の乱れないんですよ。自由にはできるんだけど乱れない。そういうふうな、朝は1回だけ全員で朝礼みたいなのをして、あとは個別でやるみたいな。ずっと聞き続けているオンラインというのはイメージとしてありますけれども、それはちょっともうナンセンスかなあみたいに思います。

話さないかんことは話さないこととして話せばいいけれども、1時間も本当に子供さ

んたち聞けませんよ。僕らでも聞けませんよね。うちの党でも会議はオンラインでやったりもしますが、1時間聞いていたら半分ぐらい聞いていないかもしれない。それぐらい集中力が欠けてしまいますので、その辺もしっかり失敗談として加味して、今後必要であれば事業に生かしていただきたい。

先ほどのさいたま市のほうも記事になっています。すごい参考になりますので、本当は言いたいことは山ほどあるんですけど、次に進めないといけないので紹介だけしておきます。余計なお世話ですみません。

それでは、GIGAスクール構想は本当にこれから弥富市の中でプロジェクトチームをつくってでも、市長を中心に本当にどこにも負けない、これも子育てするなら弥富という中で一つの個性を発揮していただく構想となるようお願いいたします。

続けて質問します。

6月の全国的な緊急事態宣言の解除後、再び感染の拡大が続いており、市内でも感染事例が出ております。今後、コロナ感染の拡大により、学級閉鎖や休校となることが懸念をされております。その場合の基準、また学習継続計画について伺いたいと思います。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（山下正巳君） 愛知県発出の公立学校における新型コロナウイルス感染症の対策フローチャートによれば、現在、教職員、児童・生徒本人が患者となった場合、3日間の休業を行うことが原則であります。学校医や保健所と相談し、臨時休業の期間や規模についても相談してまいります。また、濃厚接触者がいない場合などは臨時休業しないことがあり、その状況に応じて判断をしております。

オンライン授業につきましては、現在環境整備が十分ではないので、オンラインで学習継続するにはまだ時間が必要でございます。短期の休業であれば、プリントやドリルなど課題を出して対応してまいります。

今後、大切なことは子供たちの学びの保障をすることであり、感染が拡大するようなことがあればオンライン授業も方法の一つですが、分散登校などで対応することも考えてまいります。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） インフルエンザと同じようにクラスで何人か出たら閉鎖になるとか、そんなニュアンスでいいんですかね。そうじゃないんですか。そんな感じですか。ちょっと違うんですか。それは県のガイドラインに沿ったものだということなんですね。

ただ、この4月、5月、3月の末かな、からあったあれば、県から、国からの要請もあったということもありましたので、一斉休校になるような、社会は動いてますからね。しっかり感染予防に気をつけながら、継続をしていくことが大事だと思いますし、まずはうつらな

いこと、かからないこと。子供さんがどこから持ってくることはないんですね。実際は親御さんがどこかでうつってきて子供にうつすというのが一番多いですんで、学校側からは親御さん、特に名古屋とか近郊、郊外に行かれる方がいらしたら、当然気をつけていらっしゃると思いますけど、そのまま意識を保持してもらって、子供さんに決して感染のないように。今後、これからインフルエンザもはやってきますけれども、同時に予防しながら、マスクと今の手洗い、うがい、密を避けるということをやっているならば、そうそううつらんとは思いますが。

あとまた、継続学習についても、僕は先ほど部長がおっしゃったその形でもいいんじゃないかな。また、御家族にしっかり理解をしていただいて、何もオンラインがベストの方法じゃない。そこはもう十分に、今まで先ほども申し上げたとおりいろんなことがありますので。ただ、学校は休んでも、本当は先ほどのさいたまの中には書いてあったんですけど、その教育長の先生が、結局独自学習できる意欲が備わっているか備わっていないかというのは、学年、年によりけりなんですけれども、そこが醸成されていなかったなあというのを実感したとおっしゃいます。また、学校がこうやって思いでやっているんだということが、実は御家族のほうにしっかり伝わってなかったなあということもかなり反省材料とされておりました。PTAがあるんですけども、どこか形骸化していないか。

この第1波のときにも、PTAの中でオンライン学習について強く要望する親御さんもいらしたと思います。ただ、それは形上のものであって、授業継続という部分に関しては、教育長はすごい冷静に話されていましたが、どういうふうにしていくかというのは本当にやり方がいろいろあると思うんですよ。その中で、ICTも一つの道具なんだ、手段なんだという範疇で私はいいと思います。

ただ、環境整備については、6月議会のときに90%以上の家庭が通信環境があるということなので、本当にそれがいないところは分散登校してもらって学校でやるのもいいでしょうし、手だては打てると。その手だてだけは、もし休校となった場合に必要なものですから、決まってから慌ててやるんじゃないくて、こうなったときはこうするという一つの計画を、このコロナが終息するまではしっかり持ち続けておいていただきたいなと思います。

じゃあ、次の質問に移ります。

全国的な感染拡大の中、やむなく中学生の広島研修が中止となりました。市の特徴ある教育の一つである平和学習は大変重要な機会であります。研修に代わる平和学習について何か計画をされておられるのか伺います。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（山下正己君） このコロナ禍において、広島研修については、新幹線での移動や施設を利用する際に密になる状況を回避することが難しいこと、また感染者が発生した場合、



宿泊地が遠隔地にあるため、その後の対応が難しくなることなどに鑑み、やむを得ず中止といたしました。

今後、学校の要望も考慮しながら、平和学習を進めていく予定でございます。代替案につきましては、各校で検討しております。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） いろんなビジュアルがあるので見ることはできるんですけども、やっぱり現場に行く、肌で感じるものというのはすごい大事なものでして、私が中学生の修学旅行が実は広島と錦帯橋やったんですけど、1日目に原爆ドームと資料館、地元の方のお話を聞くという、まさに弥富でやっている平和学習の内容だったんですね。それがやっぱりずっと今も残っていますから。その残り続ける平和学習を今回どんな形でやるのか、現場に行けないけれども、何とか非核、非原爆と平和主義といいますか、そういった内容のものをしっかり心に残されるように努力をしていただくよう、これは要望をしておきます。

先ほどの町田市なんですけど、ここは4月からやっていると言いましたけど、オンライン関係のものを、今回研修も修学旅行もないのかな、そういったところで今、コロナ禍における児童・生徒さんが本当に気の毒だなあと思うんですけど、それに代わる何かをまた市長はきっと考えてくださっていると、考えていると言っていますので、何かとは聞きませんが、しっかりと対応をしていただくことをお願いいたします。

先ほどの町田市は、オンラインが最初に早かったということもあって、卒業式、入学式もオンラインでやったそうです。それができたということもすごいことだと思いますし、それに応じた御家庭の児童・生徒さんの親御さんというのもすごいなあと。意識がやっぱり学校側が変わっているから家庭も変わっちゃうんですよね。だからと言って弥富市が悪いとは言いませんけど、変えるということはそういうことなんだと思います。

それでは、1題目のGIGAスクール構想については、先ほども申しあげましたスペシャリストを官民間問わず募集をしていただいて、この近隣自治体にも負けない弥富市としてのGIGAスクール構想を構築していただくことをしっかりお願いいたしまして、次の質問に移ります。

新型コロナウイルス感染拡大で、自治会や町内会などの活動の自粛や縮小を余儀なくされております。弥富市でも、盆踊り大会や秋祭りなど様々な行事の中止が相次いでおります。回覧板での情報伝達や役員の会合といった日常的な活動についても回数を減らしたり、取りやめたりする動きが出ております。感染を防ぐ対策の難しさが大きな要因でございますが、加入率の低迷や活動の担い手不足といったコロナ以前からの課題が影響していることも否めません。

住民同士をつなぐ自治会活動の停滞は、支援を必要とする住民の孤立や地域の防災力低下

にもつながりかねません。コロナの終息後を見据えた自治体の在り方を考えていかなければなりません。

そんな中、他の自治体では、自治会などに向けて感染対策と住民活動を両立させるポイントを示し、新しい地域活動スタイルとして冊子にまとめたり、ホームページ等で掲載しております。集会や総会の開催方法のほか、様々な催しについても形態別に対策事例を紹介しております。例えば、催しの実施に当たっては、飲食物の提供にはデリバリーサービスを利用する、野外イベントは密集を避けられるウオークラリーに変更するなどであります。集まり方を工夫すれば、催しの開催は可能と呼びかけております。例年の手法にこだわらず、行事を再点検して、コロナ禍でも住民同士が交流できる道を探っていくことも必要なのではと考えます。弥富市もホームページ等で掲載はしておりますが、具体性に乏しいように思います。

一方、自治会活動そのものにも見直す点はないでしょうか。コロナ禍は、自治体が抱える問題を浮き彫りにしたとも言えます。自治会や町内会は、住民の自由意思によって結成をされる任意の団体であり、加入の義務はございません。プライバシーが重視をされる現代社会の中、人間関係の希薄化、共同住宅の増加などで住民のつながりが減っていることや、加入にメリットを感じない人が増えていることなどを背景に、自治会離れが指摘をされております。加入義務はなくても、それは加入をしなくてもよいということではありません。分権時代は住民自治が主体であり、その最前線となるのが自治会・町内会であると思います。

そういった背景とともに、それぞれの地域には様々な問題、課題がございます。こうした慣行の是非についても話し合いを深める好機でもあります。書面での意見交換やオンライン会議などを活用し、活動上の悩みや疑問を出し合うことが、住民の距離を近づけることもできるのではないかと考えます。

既に、新たな活動を模索する動きも出ております。一つ事例を紹介いたしますと、京都府長岡京市のマンション自治会は、無料通信アプリLINEを使った回覧板を作成し、行政の告知や催物の案内だけでなく、マスクや消毒液配付などの情報を伝えて、組織の活性化につなげているそうであります。6月議会で御紹介させていただきました神奈川県横浜市の「おたがいハマ」もその一つであります。

しかし、こうした他の区市町での自治会の活動は住民から見えにくいものであります。行政は積極的に情報を発信して、住民の活動を支えていかなければならないと考えます。

以上のことから、以下質問をしてみたいです。

コロナ禍で人との接触が制限をされる中、感染予防意識の共有は当然として、自粛からこうすればできるへの転換が必要と考えますが、市の見解を伺います。

○議長（大原 功君） 横山市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） 新型コロナウイルスの感染拡大により、自治会・町内会をはじめ多くの自治会活動が中止や縮小を余儀なくされており、迷いや不安を抱えながら手探りで活動を進めてみえるのではないかと思います。

議員御紹介のように、ウイズコロナ社会においても地域活動への安心感と意欲を高めさせていただくため、新しい生活スタイルに即して、具体的で分かりやすい感染予防策や新たな方法、工夫した活動、支援策を掲載したリーフレットを作成し、広く発信、紹介する自治体もあります。

不要不急の行動の自粛や、3つの密の回避が求められることにより、互いの距離が離れがちですが、自治会・町内会内のつながりは守り続けなければなりません。そのために動くということも重要であります。先の見えないコロナ禍の中で、地域が動かなければ地域の活力も湧き上がってきません。議員の言われるように、これからはこうすればできるというような前向きな考えへの転換が必要であると考えます。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） そのとおりですよ。コロナに負けない、コロナと闘うということは、我々がもちろん感染しないことは当然ですけども、その中でいかにその生活を継続していくか、日常の通常生活はなかなか密ができない部分がありますけれども、それでも人とのコミュニケーションは絶やさない、地域のことは地域で考えるということをしていくかという、新たな考え方を模索していかなければならない状況にあるかと思います。

市としてお願いなんですけれども、先ほど部長がおっしゃったように、またもちろんそれは市長の考え方であると思いますが、自治会活動がいかにできるのか。先ほどLINEでと長岡京市の御説明をしました。実は後で調べたら、やっておくことはめちゃめちゃいっぱいあります。回覧板だけじゃないです。要は、市との一つの連携の場として、今はどうでしょうね、一番SNSで皆さん普通に一般的に持っていらっしゃるのがLINEなんですよね。だから、県のコロナの情報もLINEで来ますよね。登録さえすればすぐ流れてきます。

そういった形で市民との協働というのは、自治会なくして僕はあり得んと思います。その辺りを市からあれしなさい、これしなさいと言うんじゃなくて、こんな方法もあるよと。これは6月にも言いましたけれども、こんな方法もやっている、こんなことやっているところもありますよと、こんなことやったらいかがですか。自治会には自治会で、今それぞれ課題がございます。どうしても中心者の方が高齢化をしていたり、担い手がなかったり、帰属意識が低下をしていたり、これはやっぱり皆さん、住んでいる方々が目的意識を失うから、目的意識をもう一遍考えないかんとしますよ、絶対ね。

実は、山梨県の総合研究所というところが、県内ですけど、自治会について、何のために

自治会はあるのか、自治会は必要か、自治会がないと不便なのだろうか、こういう大きな3つの目的の下にいろいろ調査をしたというような結果が出ています。

長いんですけど、最終的に、よく住みたいまち、住みたくないまちというのが出ていますよね、県でも市でも。これで住民の人たちが上位にあるのが、実は1位に来るのが治安です。2番に来るのが実は環境なんですよ。治安というのは警察というのがありますけど、防犯ということ言えば今自治会が担っていることです。環境に関しても、ごみの分別とか出し入れというのも、これも自治会が持っていることです。自治会が活性化しているところは、やっぱり結果的に住みたいまちなんですよ。ただ、そのお付き合いの仕方が義務的であったり強制的であったりしたら、もちろんそこには人は住まないですから、出ていっちゃいます。それができるところは、やっぱりコミュニケーション上手に取っていらっしゃるんだと思いますよ。そこに上手に自治体も絡んでいるんだと思いますよ。それをどういうふうにしていったらいいのか考えるのが、僕は自治体、市長以下我々も含めて、どういう提案をしていって、住民がどうやって暮らしやすいようにしたらいいのか。今のコロナ禍でもどうすれば楽しくやっていけるのかということを考えて、発信していかなきゃならない。それが今、たまたまコロナ禍でいろんな先進事例が出ていますので、ぜひ参考にして、また我々も提供もさせていただきますし、それを弥富市の皆さんで情報を共有したいと思います。次の質問にも係ることなんで、先にやっちゃいます。

住民同士をつなぐ自治会活動の停滞は、先ほども申し上げましたが、支援を必要とする住民の孤立や地域の防災力低下にもつながりかねません。コロナの終息後も見据えた今後の自治会の在り方、どのように関わっていくべきなのか、市の認識と見解を伺います。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） 自治会・町内会は、お祭りや清掃活動、防犯・防災などのコミュニティ活動を通じて住民間の交流、また仲間の輪を広げていくことによって地域力の向上を図ってきました。それが防災力の向上にもつながっていると思います。先の見えない状況が続くことにより、地域コミュニティの崩壊につながるのではないかと危惧されることが現状です。

しかしながら、自治会・町内会は、地域活動に大きな役割を果たすものと考えております。新しい生活様式が求められる今だからこそ、自治会・町内会の在り方や運用方法などを考える必要があると思います。

また、活動に当たりましては、これまでの中心的な役割を担い、長年活動をされてみえる会員の知識や経験と、若い世代の新しい発想が融合することが重要であると考えております。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 今、部長がおっしゃった最後の部分なんですけれども、特に長いこと

やってくださった知恵と若い方の融合なんですけど、これはお互いに譲り合う部分が必要になってきます。もしかしたら、新しいことをするためには今までの慣習であったり、それを一切やめてしまわなければならないということも実はあるんですね。そういうところを相互に理解し合えるような場にしないと。年長者の言うことを聞かなあかんということが、もちろん我々の世代でもありますけれども、だけれども未来のことを考えて、自治会というのは年を取っちゃいかんと思うんですよ、平均年齢は上がったとしてもね。そこにはやっぱりいろんな意味での総合的な理解が必要かなあ。そういったことも情報としては市から発信はしていただきたい。

ただ、お願いしたいのは、こうしなさい、ああしなさいは絶対やってほしくないんですよ。依存度が高まっちゃいますと、もう自治会ではなくなっちゃいます。やっている人たちが義務的になっちゃって、それこそもう続かないと思いますんで、追い風にはなっても、決してあれやれ、これやれとならんように気をつけていていただきたいなあと思います。

どうしても今、行政の下請みたいイメージを持っていらっしゃる方も多いです。でも、それは払拭しなきゃならないと思うんです。そうでないと自治会としてはならない。先ほども結果的に言いましたけれども、住みたいまち、住みたくないまちの結果はそういうことが出ています。自治会がそこに作用する部分というのは、僕大変大きいものだと思いますし、先ほども言いましたその分権時代で住民自治の中心はやっぱり住民ですので、その自治会というのはその最前線の最先端の組織ですんで、何とかそれを住民にも意識をしていただいてしっかり持っていただきたいなと思います。

そこで、この2つ目の質問が最後になりますけれども、今も言っているんですけど、コロナ禍で住民の交流を閉ざしてしまうのではなく、より深めていく契機としていくべきと考えます。自治会活動の支援のためにオンラインによる出前講座、紹介した事例も踏まえ、事例の紹介や市民からの情報提供を受け入れる、また情報を共有できる窓口、ポータルサイトなどの設置を含め、コロナ禍でもできる協働事業について、市の認識と見解を伺います。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） 地域において生き生きと生きる上では、人とのつながりは必要不可欠であります。コロナ禍の中、全国的には、それぞれの地域で地域住民のために新たな取組を進めている自治会もあります。そして、その取組を情報発信しているサイトも見受けられます。

また、地域や団体での新しい交流として、若い人たちを中心にメッセージングアプリやウェブ会議ツールを介して交流を図っているところもあるようです。コロナ禍の中でもオンラインを活用するなど、工夫次第でできることはたくさんあると思います。

また、自治会の活動ではありませんが、本市においては、福寿会による友愛活動や民生委

員による高齢者訪問をコロナ禍の中でも細心の注意を払った上で行っていただき、高齢の住民の孤立防止や地域のつながりの強化に御尽力いただいております。

協働とは、お互いをパートナーとして手を取り合うことであります。立場は違えど、地域の課題解決に向けて共に力を合わせて活動することであり、まちづくりの取組に不可欠なものとして唱えられている概念の一つであります。

コロナ禍が早く終息するのが第一ではありますが、停滞している自治会や地域活動状況を打開していくに当たり、市民等との協働や情報の共有が大変重要であると考えますので、市といたしましてもアンテナを高くして情報収集に努めてまいります。

そして、他の自治会・町内会の工夫を知ることで自分たちの活動を見直していくヒントとさせていただくために、他自治会等の取り組みや活動状況を市ホームページ等で情報発信するとともに、他市を参考にチラシなどを作成し、新しい地域活動スタイルの紹介をしていきたいと考えます。

それとともに、行政に比べて小回りが利き、機動性に勝る自治会・町内会・ボランティア団体等とキャッチボールをしながら、明るい未来に向けてできることを一緒に考えていかなければならないと考えますので、よい御提案等がありましたら市民協働課まで御連絡をお願いしたいと思います。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 今のよい情報があったら市民協働課までお願いしますというのは、弥富市民におっしゃったんですね。私の質問のときのものは利用していただいていると思います。

本当に今、部長おっしゃったとおり、そのツールとかそういったことと、先ほど言いましたオンラインによる出前講座、これが可能か可能でないかというのは、先ほども言いました学校でいうところのオンライン授業じゃないけれども、今一般の企業さんですとテレワークとか遠隔会議なんていうのは当たり前になっていますわ。それを自治会でやっているところもあります、若い世代の多いところなんかは。そういったことのやり方であるとか、そういったことも僕は情報として発信すべきだと思うんです。こうしたらできますよという一つの例ですよ。こういったことも積極的に、京都市がこのコロナ禍の中で割と早くみんなで作る新しい地域活動スタイルの事例というのを、ホームページ等で課長と答申のときに言っていましたけど、出ていたんですよ。これ、一番に行くんですよ、検索しても。コロナ禍での自治会活動なんて検索すると一番に来ます。こういうことが大事だと思うんですね。

あとは、本当に市民の中でもどうすればいいのか、こうしたい、ああしたいといういろいろ先進的な活動を思っている方もいます。市民の中では、このコロナ禍でも弥富市一体となって共有しようということで、マスクのプロジェクトなんかもそうですけれども、

そういう方をしっかり応援してあげてほしいなあと思いますし、ただ自立してやっておるものですから、あんまりあれもあれもといって手助けすることは必要ないと思うんですけど、何か協力はしていただきたいなあと思います。

8月の末に新聞等でちょっと出ましたけれども、コロナが今指定感染症の5段階あるうちの今2類相当というんで、これは入院であるとか就業の規制とかその範囲にありますけれども、それを要は緩和するみたいなことがニュースで出ました。各社一斉に報道されて、ほんまかいなと思って私もちょっと今、我が党の国会議員にも今尋ねているところですけど、そういう話題は上がっているんですけども決定ではないもんだから、それまではやっぱりしっかり3密を守るとともにかからない、うつさない、個人としての予防をしながら、いかに地域住民とのコミュニティを考えていくかということが、市民協働というのは先ほど部長がおっしゃったとおりなので、そこで市長に市民に対してコロナが大変ですけども、だけでも今回祭りも何もかもイベントも全部中止になりました。だけど、やっぱり6月議会でも言ったんですけど、これが終わった段階にはお祭りしようとか、今回ワークショップがオンラインで行われるのかな、市中心のやつかな。もうちょっと、そんなのばかりじゃなくて、いろんな企画が打てると思うんですよ。今回の質問に関してでも結構ですし、このコロナ禍の中でやっぱり市民の皆さんもかなり鬱憤がたまっている部分もございますので、市長としてこれをどうやって乗り切っていくのか。先ほどのGIGAスクール構想のことも含めて、市長の総括を一遍いただきたいなあと思います。よろしいですか。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 堀岡議員からは様々な御質問をいただいたわけですが、弥富市が行いますアンケートの中でよくよくいただくのが、弥富市は情報発信能力が弱いんじゃないか、そんなことがあるわけですが。先ほど御提案ありましたLINEにつきましても、一度検討してまいりたいと思う次第でございます。今弥富市、ツイッターのほうはあるんですが、ツイッターってももとはつぶやきだというようなことがあるんですけど、決して弥富市つぶやいていないというようなことも聞いておりますものですから、それはそれとして、LINEのほうも活用できたらなあと思う次第でございます。

そしてまた、今年度からコミュニティのほうで必須としてごみゼロ、また一斉大掃除、そして防災訓練を必須とさせていただいておるんですが、そのほかの行事につきましてはそれぞれのコミュニティで独自性を持ってやってください。また、新たな事業も始めてくださいよというようなことをお願いしておった矢先のこのコロナ禍ということで、全てが中止になってしまっているわけですが、コミュニティと市が一体となり、コロナ禍が終わりましたら本当に元気な弥富市をつくってまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） あくまでもコロナと闘うというのは、うつさない、うつらないということではなくて、その感染予防をしながら市の協働をいかに進めていくか、そういうことを市民とともに考えていく。日々の暮らし、かなり厳しいですね。就労のことについては質問された議員もいらっしゃいましたが、現実そうだと思いますよ。そういったことも総合的にやり取りができるように、なかなか近所の人に相談することできんじゃないですか、今。相談する場所がないんですよ。そういったことも御相談受けますよみたいなことも、しっかり情報発信をしていく。先ほど市長がおっしゃったツイッターというのは登録していないと見られないということもありますもんですから、一番使っている今のSNSがLINEということであればそれでもいいんじゃないかなあとと思います。

いずれにしても、まだコロナ禍は続きますけれども、ウイズコロナですので、しっかり感染予防しながらいかに生活をしていくか、これが闘う、コロナに負けないということだと思いますので、しっかり共有をしてこれの乗り切っていきたいなと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（大原 功君） 暫時休憩いたします。再開は午後2時15分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時06分 休憩

午後2時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、加藤克之議員。

○9番（加藤克之君） 9番 加藤克之でございます。

通告に従いまして、2つの議題の質問をさせていただきます。

1つ目は今後の新しい防災意識の対策を、2つ目は先進防災都市公園の整備促進へという題目で質問させていただきます。

このながつきに入りまして、本日の秋の雨と秋の嵐、本日この時間になりまして少しは収まった天気具合でもございます。まだまだ猛暑が続く日々の中で、朝夕の涼しさをいただくこともまだ先かなあと感じる次第でございます。これもやはり地球温暖化の状況も加味することかなあとと思います。どうか、秋の夜長のいい天気には、秋の流れ星、また心のよりどころをつくっていただければと思う次第でございます。

今年はいろいろと変化の動きのある日々が続いております。3月議会でも言いましたが、洪水が起こり、また馬の背を分けるような地域事情、集中豪雨、そしてただただ起こり得るところはここではない、またこの場所かは言わなかった状況でございます。

でも、これは平素から先人や先輩や経験者の皆様方から話を聞き、これからの世代は素直



に聞く耳を持ちながら、よきまちづくりと新しい考え方、それを加えながら前へ進まなければならぬかなあと思う次第でございます。

そういう意味で、本日の2題の質問の中では、キーワードの言葉、新しきこと、そしてまた意識、そして促進、そういうのを含めながら一般質問をさせていただきます。

そしてまた、今年は令和2年、成人のお祝いも474名というお祝いできたわけですが、何とか来年も市長さん、分散化の方向で成人祝いも進めていただければ幸いかなあと思います。コロナ禍という中でも少しでも前へ進めていただければ、心と心の触れ合う顔があれば、同級生はうれしさをかみしめて、また頑張ろうという声もかけながら成人の祝いとなるかなあと思いますので、どうか一つの提案をさせていただきます。

そして、新型コロナウイルスも2月から始まり、異常気象、災害、洪水、地震と全国各地で見渡してみると、全ての自然の宿り、万物の動きが激しくなっていました。今後はさらに夏の暑さが増してくると思います。そういう意味で、少しずつ皆様に安心・安全の言霊を思い、新しい生活様式とともに育み、共に生き抜く、共に前向きに動き出していくことを先進的に進めなければならないと考えます。

災害地はまだまだ復興には至りません。平成23年東北、平成28年の熊本地震、平成30年広島県・岡山県・愛媛県と大きな災害被害を被ったわけであり、令和2年7月熊本豪雨も氾濫、決壊、被害は特に家屋の全半壊600棟以上、床上浸水5,700棟以上、8月11日現在状況でございます。今も避難所で約1,200人、17日現在です、在宅などでも約600人、11日現在でございます、避難生活を続けています。

今回は、さらにコロナ禍の中で感染対策もしなければなりません。備品費も対応していくことも必要となってきました。もう一度、手洗い、うがい、手指消毒の意識を持つことが重要であると考えます。

そこで、当市防災都市としても不安を安心して進めていく上で、自分たちの地域自主防災組織とともに、行政指導の下、全体連携を強固にして育むことと、これまでの防災対策の見直しを進め、新しい防災意識に向けて質問をさせていただきます。

まず初めに、日本全国各地における洪水対策を鑑み、これまでどのように学び、どのように分析をしてきましたか。

○議長（大原 功君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

毎年のように全国各地において、線状降水帯がもたらす豪雨災害が発生しております。今年の7月にも、日本付近に停滞した前線の影響で暖かく非常に湿った空気が継続して流れ込み、九州北部地方を中心に広い範囲で大雨となり、中部地方では岐阜県、長野県でも大雨特別警報が発表されるなど、いっどこで豪雨が発生してもおかしくないと憂慮しております。

過去に被災があった市町村によりますと、急激に気象の変化があり、住民の避難行動をいつどのようなタイミングで起こしていくか、非常に難しい判断があると報告されております。

本市といたしましては、やはり気象庁をはじめ、国・県など各関係機関と連携し、情報収集をし、適時適切に避難情報を配信し、住民の皆様の避難行動につなげていくことが重要だと考えております。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 部長の言うとおりでと思います。非常に判断は難しいと思います。でも、皆様方の英知を絞っていただきまして、進めるべき行動と案内、情報共有をしていただきたいと思います。

次に移ります。住宅が半壊並びに倒壊した折に、仮設住宅をどこに設置するかどうか、お考えでしょうか。

○議長（大原 功君） 大野建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

弥富市地域防災計画では、市は応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておくこととしております。

特に、災害救助法が適用された場合、災害発生後20日以内に着工し、できるだけ早期の完成が求められることから、市内の公園等を応急仮設住宅建設候補地として台帳に整備しております。

なお、愛知県と連携し、年1回応急仮設住宅建設候補地台帳と現状を確認しております。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 市内におかれまして、この仮設住宅もこのような造ることは非常によろしくないわけではございますけど、改めて21か所あるわけではございますけど、そういう意味で対応を県としっかりと今後も進めていただきたいなあと思います。

続きまして、全避難所における備品の確保は整っておりますか。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

本市におきましては、備蓄計画に基づき、食料品、乾パン、アルファ米、クラッカー、えいようかん、粉ミルク、使い捨て哺乳瓶、簡易トイレ、紙おむつなどの消耗品を備蓄しております。

また、新型コロナウイルス感染症対策のため、マスク、消毒液などの備蓄も始めました。そのほかには、電子温度計、長期滞在用にワンタッチパーティション、段ボールベッドも今後配備する予定でございます。

しかしながら、備蓄品には数に限りがございますので、住民の皆様には日頃から自助において感染症対策用にマスク、消毒液も備蓄していただき、併せて特に自分の必要なものなどはふだんから身近に置いていただき、避難時には必ず持参していただくようお願いいたします。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 今までの備品類はこれまでどおりだと思いますが、コロナ禍でございますので、プラスワンの消毒液、マスク、そして自分に対する体の状況の中での対応策、例えば歯磨き粉とか歯ブラシとか、そういうことも大事なあとだと思いますので、いま一度3日分、それぞれの御家庭、御家族、友達、お話をする機会、この防災の長月ですから、鑑みていただきたいなあとと思う次第でございますので、そのようにまた、市では何度も話が出ている話なんで、たくさん耳にしていきたいと思います。

続いて、全避難所におかれましても、この新しい備品類の一覧表並びに掲示指導等はしてありますか。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

全ての避難所に備蓄品を含めた避難所情報を明記した避難所カルテを随時更新し、掲示しております。

また、日頃から非常配備の避難所担当職員に備蓄品の場所を把握させております。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 市の職員の方も、コロナ対策におかれましても避難所の担当職員さん、研修もしておられるというお話も聞いておりますので、部長、また防災課長さん、一生懸命職員さんやっておられて、動いてみえて、お話も聞かせていただきました。どうぞこれまで同様に、市民に寄り添って歩いて続けていただきたいと、そう思う次第でございます。そのことが皆さんにとって、市民にとってうれしい笑顔と喜びと、住んでいただける防災の弥富市となるとと思いますので、よろしく願いをいたします。

引き続き、生命に欠かせないお薬に対し、医師会との連携はできていますでしょうか。また、提携してもらえるんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

医師会、歯科医師会、薬剤師会の三師会と、大規模な災害が発生した場合の医療救護活動について、平成24年7月5日に協定を締結いたしました。

医薬品及び医薬材料等は、弥富班の医師会や薬剤師会の代表に相談の上、弥富市が準備し、医師会はその確保に協力していただけます。医師会が医療救護班の派遣を行う場合には、可

能な限り保有する医薬品等を携行し活動に当たります。

また、薬剤師会とは、緊急の場合は薬剤師会が携行するものを含め、薬剤師会が供給するものを使用することができることとなっております。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） やはり僕の質問で生命ですね、欠かせないものだと思います。少子高齢化という言葉の中でその対策、そしてまた安心感を与えるには、この薬も大事じゃなかろうかと思います。若い人でもお薬に頼りながら生命を守っておられる方も多いので、どうかこれまでと同様に、強いパイプを持っていただいて進めていただきたいなあと思う次第でございます。

続きまして、コロナ禍と熱中症に対する防災対応の在り方と進め方、どうお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策として、3密はどうしても避けなければなりません。避難所だけが安全な場所ではありませんので、自分の住んでいる場所が避難の必要がある場所か確認していただき、安全を確保できる場合には自宅の2階への避難、これを垂直避難と申しますが、することや、災害の危険のない親戚や友人・知人の家などへの避難、これを縁故避難と申しますが、こういったことも検討をお願いしたいと思います。

また、暑い時期には同時に熱中症対策も必要となりますので、小まめに水分を取っていただくなど呼びかけをまいります。

今後も県と連携を取りながら対応してまいります。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 熱中症は1時間に2回ぐらい水分補給をしてくださいというわけでございますので、いま一度声かけよろしくお願ひし、やはり自らは自らで守るということの意識も大事じゃなかろうかなあと思いますので、お願ひをいたします。

続いて関連で、特に高齢者に対して新しい市の施策、考え方をお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

今月9月から、従来の弥富市安全防災メールが受信できない、主に高齢者、障がい者などの避難行動要支援者の方を対象に、電話、ファクスで災害時に避難情報、これは避難準備、高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示等でございますが、これらを発信し、災害時の早期の避難行動の支援を行ってまいります。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） この9月からですけど、新聞にも三、四か月前に掲載されまして、しっかりとその対応を、新しいこれが政策の状況だと思いますので進めていただきたいなあと思います。

人助け、人思い、その中でも災害にはまたいろんな種類があると思います。先ほどの熱中症の質問の中でも部長が言ってもらいましたが、やはりこれから高齢者の方も、今日みたいな秋の嵐だと出ておっても避難所に行けない、そういうこともあるかなあと思いますし、やはり時と場合により、そして災害の種類により、高齢者の方はいま一度自己意識の上で自ら自宅の2階へ避難をするということをお話をするべきかなあと思います。

これだけ秋の嵐ですと、やはりもう垂直避難という言葉これから使っていくかなあと思いますが、高齢者に対して、そしてプラスコロナ対策という避難の中で、もう自宅の2階で高齢者の方は避難を進めてお話もしていいんじゃないかなあ、市長、副市長、部長にお話を進めていきます。

また、そのような段階で努めなければならない状況は必ずやいつか起きてきます。でも、防災都市としての弥富市として一つ前を進む上では、こういう考え方も必要じゃないかなあと思いますので、要望をしておきます。

次に移ります。防災同報無線の活用と伝達、市民の周知方法の進め方をお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

市の防災同報無線は、主に防災行政用という趣旨にのっとり、防災・災害情報に係るものに限り放送をいたしております。

過去には熱中症対策の放送をしたこともございますが、毎日のように熱中症について新聞、テレビなどで報道され、定着したことから、現在は放送をしております。

今後も住民の皆様の生命を守るために、避難勧告等の災害緊急情報につきましては迅速に発信していくよう努めてまいります。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 防災に対する同報無線ですから、基本的なことはそれだと思いますが、今年のような暑い対策のときに、これまでも熱中症のアラートが出たときに放送もしてみえる状況もお伺いいたしましたが、これも本来は今年の夏もやってもらってもいいかなあと思ったんですけど、あえて質問させていただいたんですけど、市民の方のお話があれば控えるべきところは控えないといけないのかなあと思います。

何せ同報無線についてはいろいろな御意見を部長も聞いておられると思いますので、ここは省かせていただきますので、今後もやはり同報無線としての役割、活用、しっかりと進めていただきたいと思います。

次に移ります。避難所での感染リスクを避ける運営の仕方をお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

本市におきましては、7月28日に総合社会教育センターにおいて、感染防止対策専門職の指導の下、避難所担当職員にコロナ禍やウイルス感染症対策の講義及び演習を受けさせました。今後の避難所運営の際には、避難所担当職員及び避難所運営委員会用にフェースシールドや手袋などを準備いたしました。

また、住民の皆様には、避難所に避難する際には必ずマスクをしていただくこと、検温をしていただくことなど健康状態の確認をお願いし、避難所内での感染拡大を防止するため、避難所を開設した際は、1点目、受付で体温の申告、2点目、うがい、手洗い、せきエチケットの徹底、3点目、避難者同士の間隔を空ける、4点目、定期的に検温、室内の換気、消毒を行ってまいります。

さらに、既存の避難所の避難スペースの見直しや、先ほど御答弁いたしましたワンタッチパーティションなどを配備してまいります。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 当然のごとく、感染リスクを避けるための方法としては、今できることはこの状態だと思います。当然、昨日からのテレビを見ておられたら、鹿児島から沖縄から宮崎から、本当に避難所の方たちは少人数、50人のところを25人ということもあるわけですし、これが新しい防災意識の感覚だと思いますよね。ですから、その中での対応策が何ができるか、必要なものは何か。先ほどの答弁何度もありましたけど、ワンタッチパーティション、当然のごとく段ボールでのベッドと、これは新しい設備はしっかりと早めに整えていただきたいと思います。そういう運びで進めていただきたいと強く思います。

次に、新しい防災意識の取組をマニュアル化して、市民への周知方法をお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策は、7月及び今月9月の広報「やとみ」に特集として掲載をし、同様に市ホームページに掲載しております。今後も住民の皆様にご周知していただく予定でございます。

また、避難所担当職員や避難所運営委員会用に簡易的な対応マニュアルを作成し、実際に避難所運営ができるよう取組を強化してまいります。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 何せ周知方法は、今ある市のホームページ、また住民への周知、取組、そしてまた市の職員さん、そしてまた避難運営委員会、しっかりと研修もマニュアルもつく

っていただいていると思いますので、どうかよい状況の中で進めていただいて、しっかりと市民へのマニュアル化を進めていただきたいと思います。

やはり、市の職員もその自分の責務が皆さんに、市民に与えることがやはり職務としてうれしい姿だと思いますので、頑張ってくださいと思います。

次に質問を移らせていただきます。県として活動拠点の取組にお伺いを中心にさせていただきます。

これより、愛知県と弥富市における活動拠点の質問でございますけど、まず分かりやすく1つ目をさせていただきます。取組の状況の内容をお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

県は、広域圏単位の活動を図るために、円滑に国等からの区域的な応援を受けることができるよう、自衛隊、警察、消防をはじめとする応援隊等の展開及び宿営の拠点、資機材、物資の集結・集積に必要となるため、海南こどもの国を地域防災活動の拠点としております。

また、平成27年、ゼロメートル地帯において迅速かつ効率的に救出・救助活動を実施するための防災活動拠点を県内4か所確保する方針を決定し、まず1か所目は愛西市の旧永和荘跡地に防災拠点を整備し、令和4年運用開始を目指しております。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） まずは県内4か所という中で、もう早々令和4年に隣のまち愛西市のところに防災拠点が整備をされるわけでございます。当然、弥富市もやっていかなければなりませんので、このまま県とも寄り添って進めていただき、そして次の質問は、市としての活動拠点の方法をお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

東日本大震災以前は、広域的活動拠点として、関係機関が空路、陸路で活動できるスペースとして、文化広場市民グラウンド、子宝グラウンド、上野グラウンドを指定しておりました。

平成24年以降は、津波浸水を考慮し、空路に重点を置き、標高の高い上野グラウンドと、現在県に整備を要望しております海南こどもの国を広域的活動拠点として位置づけをし、文化広場市民グラウンド、子宝グラウンドにつきましては、浸水していない場合、または水が引いた後に補完的に利用する広域的活動拠点という位置づけを考えております。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 我がまちとしての取組は、文化広場市民グラウンド、子宝グラウンド、上野グラウンド、当然のごとく海南こどもの国というわけでございます。確認をしながらし

っかりと対応をしていただく。ただ24年以降浸水がありましたから、我らのまちの土地の状況を鑑みて、そういう対策をしていくというわけでございます。でも、どちらが来ても4つの地域はそういう対策の拠点として今後進めていくということによろしいですね。

次に、一年中の季節を通して住民が過ごす上では、活動拠点はその名目になってはいますが、その活動拠点の内容の事分けのお伺いをいたします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

基本的に災害時に関係機関が広域活動の支援を行うために使用する目的としておりますので、そうした認識をしていただくだけで通常時、住民の皆様の利用の制限、不都合があるものではございません。

防災活動拠点の活動内容は、大規模な災害が発生し、他市町村等からの広域的な応援を受ける場合に、まずは人命を第一に、救出活動の拠点としてヘリコプターの離発着場や救出・救助ボートの船着場など、自衛隊、警察、消防をはじめとする応援隊等の展開及び宿営の拠点となります。

特に東日本大震災以降は、広い敷地面積の確保とともに、本市の場合は海拔ゼロメートル以下の地域ですので、浸水しないことが防災活動拠点の前提となっております。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 先ほどのお話と同じですね、浸水ですね。異常気象、ゲリラ豪雨、その辺が一番の浸水状況にならないことが前提。そしてヘリコプター、いよいよヘリコプターというような状況になりました。救出・救助ボート、本当に伊勢湾台風を顧みる状況の経験でございます。やはりそういうときには、ボートが伊勢湾台風のときは活躍をしたわけでございます。昭和34年9月26日、我らは次の世代に言霊を伝えないといけない、そういう意味でこれから浸水しないための方法も考えていく、かさ上げをしていく。皆さん方分かっておられますので進めていただきたいと思います。

その中で、4つの地域が活動拠点で名前が上がっておりました。1つの拠点でお話を、お願い事をしていきたいと思っております。

現在、県の資料によりますと、候補検討地区の評価資料27地区に子宝グラウンドが活動拠点の看板が設置してありますが、その中にこの子宝グラウンドが入っていません。どのようなお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

御指摘のありました候補地検討の評価資料の27地区の拠点とは、基幹的広域防災拠点のことで、条件の一つに被災当初段階からヘリコプター等航空機の大量集中運用が必要とありま



して、子宝グラウンドの周辺は高圧鉄塔があり、発災当初の段階からヘリコプター等の運用に不向きであるとして、県の基幹的広域防災拠点の候補地から外れております。

本市といたしましては、海南こどもの国の整備後の補完的な役割として活用してまいりたいと考えております。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） ヘリコプターの場所、子宝グラウンド、難しいというわけでございます。その中でも違う対策で子宝グラウンドはしなければならないと思いますので、その旨について御質問をさせていただきます。

当市としても、子宝グラウンドを含みながら、さらに活動拠点を拡大していく必要があるかと思っております。県への要望として進め方をお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

本市といたしましては、浸水時にも活用できるゼロメートル地帯における広域的な防災活動拠点として、木曾川下流域のもう一か所として海南こどもの国の選定を要望しており、選定後は、南海トラフ地震の津波等によって広範囲が浸水した状況において、周辺市町村の防災拠点として、ヘリコプターやボートによる救出活動の最前線拠点として、ヘリコプターの離発着場や救出・救助ボートの船着場、防災倉庫の整備を要望してまいります。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 市としても、海南こどもの国はまずは第一優先に進めていくというわけでございます、活動拠点は。また、国のほうでも地域防災拠点の整備も事業費として入っております。そういう意味で、市長には大変御足労をかけて前へ進んでいただきたいので、国との連携を保つためにも、この地域防災拠点整備費、海南こどもの国はまず一番、次が十四山地区で子宝、また栄南地区、大藤地区、白鳥地区、弥生地区、それから日の出学区と、そのような形でやはり一つ一つできることからまた地域の土地の利用、進められるところからそういうような拡大も考えていくべきかなあと思っております。

土地の利用を大変な方もおられるかと思っております、今後は。そういう意味で新しい土地の使い道、そういうことも国からの補助を頂きながら整備をしていく、これも大事なかなあと思っております。

今年度はこちらの隣の県ですけど、三重県の鈴鹿市が防災拠点の整備費で事業費をもらっていき状況です。ほか3地区ももらっている都道府県があるわけでございますが、そういう意味で弥富市として産声を上げることが大事じゃないかなあと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

活動拠点として使用するのであれば、やはり模擬訓練、また市民の方へのPR、県主導の

下、実施していくべきでないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

県は、ゼロメートル地帯における広域的な防災活動拠点の確保及び運用に関する検討会を開催し、これまでは木曾三川下流域の2か所、西三河南部地域、東三河南部地域で各1か所の合計4か所を確保することを目的に検討しておりましたが、今後は木曾三川下流域の愛西市の防災活動拠点の運用について、本格的に検討を進めてまいります。

また、地域ごとの運用マニュアルを県、関係市町村、関係機関と作成予定でございます。

今後、愛西市の広域防災活動拠点の整備後は、県と海部地区の市町村と連携し、模擬訓練等を行えるよう提案してまいります。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） やっぱり訓練をすることも大事でございます。毎年毎年、私らのまちも地域の方々、そしてまた市を挙げて訓練はしているわけでございますので、共に愛西市の方と、また県と海部津島関係の皆様方とお話を共有していただいて取り計らい、進めていただきたいと思っております。

現状、活動拠点として使用するのであれば、やはり一つのまちの中でこの質問は子宝グラウンドを指します。子宝グラウンドの中で電源と照明の確保、そしてトイレの清らかさを求めますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

先ほども御答弁申し上げましたが、浸水時にも活用できるゼロメートル地帯における広域的な防災活動拠点として海南こどもの国に、周辺市町村の防災拠点として、ヘリコプターやボートによる救出活動の最前線拠点として、ヘリコプターの離発着場や救出・救助ボートの船着場、防災倉庫、照明、トイレの整備等要望しております。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 海南こどもの国はもうこれだけ整備をしてお願いをして、引き続いてすみません、子宝グラウンド、照明、トイレの整備、お願いしたいなあと思っておりますので、たくさん人が集まったときにトイレというのは非常に重要なポイントだと思います。それから停電があった場合、平素から電源、照明確保、大事だと思います。生活に密着したこの停電は、三、四年前ですか、又八地域、あちらのほうで停電で大変だったと思います。そういう意味で十四山の地域も停電があったときに一つの活動拠点という名目になっておるわけですから、そこの運びを考えて次の要望としてお願いをしておきます。

そして、一番これから避難所でお願いをする中でも大変なことだと思いますけど、小学校、

中学校の体育館への冷暖房の設置、これについてのお願い事は2年前もしました。あえて今日もします。小学校、中学校、避難所、体育館、冷暖房の設置促進、考え、動き、どうお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 山下教育部長。

○教育部長（山下正己君） 小・中学校の体育館が避難所に指定されていることは認識しております。

学校教育においては、長寿命化改良工事をはじめとする大型の工事計画が実行されております。まずは限られた予算の中で、将来への大きな事業を進めさせていただきたいと思しますので、現在体育館へのエアコンの設置計画はございません。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 分かるお答えでございますので、非常に難しく部長もお答えをいただいたと思います。

一つ、やはりこの市役所も出来上がりまして、緊急防災・減災事業債制度が国には内閣府であります。ですから、ひとつこちらのほうも前向きにお話を市長は進めていただいて、少しでも地域の環境がほかのまちと弥富市は前へ進んでいるということを位置づけを考えた上では、国の内閣府から財源をお願いするのもすべだと思しますので、要望とお話をさせていただきます。

以上、このような新しい防災の取組の中で、最後にこの質問の市長の見解をお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） ゼロメートル地帯における広域的な防災活動拠点の確保及び運用に関する検討会とは、平成26年に公表しました南海トラフ地震に係る愛知県独自の被害予測調査の結果、いわゆるゼロメートル地帯において浸水により既存の防災活動拠点が使用できなくなる可能性が出てきたことから、浸水時にも活用できる防災活動拠点を確保するために設置されたものでございます。

先ほどの答弁でもございましたが、県内に計4か所を確保することでゼロメートル地帯の防災活動拠点を確保し、災害時に迅速な対応ができるよう検討しております。

愛西市の防災活動拠点が昨年度、敷地構造、地盤改良工事を終え、本年度は盛土の養生を行うとともに、上屋の設計を進めていただいており、来年度供用開始に向けた防災活動拠点の運用について、県と海部地区の市町村と連携し、しっかりと進めてまいります。

また、年間50万人以上の利用者があります海南こどもの国が、木曾三川下流域もう一か所の防災活動拠点として選定されるよう、積極的に県へ要望してまいります。以上です。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 市長の言うとおりでと思います。自分たちでやっていこうというまちづくりの中で、海南こどもの国をまず第一にということで、意思の疎通と意識を持った発言でありありがとうございます。このまま進めていただきたいと思いますので、要望としてお願いをする次第でございます。

引き続き、2番目の質問に移らせていただきます。

先進防災都市の公園、また並びに機能整備についての促進の質問でございます。

地域におかれましては、治安や防犯面からも考え、過ごす上でも、地域住民が一安心という身近で災害対応ができることが当市公園だと考えられます。市内には多くの公園や狭い公園と規模は様々でございます。でも、そこには自主防災倉庫が設置されたり、そしてだからこその地域の安心・安全の活動拠点となる場所の位置づけの公園であると鑑みます。

これからの公園は、緑地整備の事業はもとより、地域住民の生活に潤いやゆとりをつくり出すとともに、自然環境を維持しながら生活環境を改善する効果を考慮に進めていくことが必要でございます。また、災害時においては、避難場所や救出・救助活動拠点として、地域住民の安全・安心を確保していくことも重要です。

一般的に公園緑地の役割は、レクリエーション機能や景観形成機能として利用効果という4文字、そして都市環境保全機能や防災機能としての存在効果、この4文字があります。

我が国では、これまで度重なる大災害により様々な被害をもたらすごとに災害から得られた教訓を踏まえ、対策が強化されてまいりました。近年において、都市部や市街化の大きな被害をもたらす災害が起きており、公園が一時的な避難場所や復旧・復興のための活動拠点として大きな役割を果たすと思います。

政府では、平成26年6月、人命の保護、被害の最小化の迅速な復旧・復興に向けて、この心持の理念として国土強靱化基本計画を閣議決定しております。大規模自然災害等に対する防災・減災に取り組む上では、この国土交通省の公園緑地の防災・減災機能の向上について政策として取り上げ、防災地域の計画をもって位置づけとしているものでございます。

この国と地域との、弥富市との連携の中での方向性を見据えながら、質問をさせていただきます。

当市におかれましても、令和2年4月からは都市整備課一本化になりまして進めていただいております。都市整備課長も大変な状況だと思いますが、しっかりとした心持ちでこれからも歩んでいただきたく、質問をさせていただきます。

まず1つ目、市内公園を先進防災公園として毎年整備していく考え、動きはどうか、お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 梅田都市整備課長。

○都市整備課長（梅田英明君） 御答弁申し上げます。

昨年9月議会においても同様の質問をいただきましたが、現在市が管理しております公園のうち、防災公園として有効に活用できる2ヘクタール以上の規模の公園がございません。したがって、既設の公園を先進防災公園としての整備は考えておりません。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 前回は質問させていただいて、改めて確認の質問でございました。

次に、防災機能を設置する公園をこれからの促進として進めていただく考えをお伺いいたします。お答え願います。

○議長（大原 功君） 都市整備課長。

○都市整備課長（梅田英明君） 御答弁申し上げます。

公園は応急仮設住宅の建設候補地となっていることから、議員の御提案の防災機能を備えた施設については設置も可能と思われますので、施設の更新時に計画してまいります。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） できるだけ防災機能、できることから、そして今あるその公園を美しく清らかに、そしてまた過ごしやすく潤いを与える、そんなような運びで、ソーラー照明灯とかかまどベンチとかやれること、地域の要望、自主防災の要望に取り組んでいただいて、いい運びを地域に還元していただきたいなあと思いますので進めていただきたい、そういうふうに思います。

この最後の質問ですけど、おみよし松周辺のテニスコート並びに防災機能型整備についての促進の考えをお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 都市整備課長。

○都市整備課長（梅田英明君） 御答弁申し上げます。

おみよし松の北側にあります旧テニスコート地につきましては、現在、歴史民俗資料館の管理となっておりますが、使用しておりません。

こちらにつきましても、面積が狭小のため、防災公園には適さないと考えています。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 非常におみよし松のテニスコート、せっかくテニス大会もやっておられて、練習もあそこでやっておられる方もおられますし、そしてまた地域住民におかれましては、特に平島なんですけど、日の出小学校は防災拠点にきちとなっているんですけど、やはり人口密度が多い地域ですから、一つの方向性で考え方を持っていて、新たに新しいまちをつくっていく上では大事なことだと思います。

ですから、大変難しいかもしれないですけど、やはり昔は弥富中学校だったと。そしてまた、テニス部をやっておられた先輩の皆さん方がおられるわけでございますし、やはりそれを今残して新しい形に、新しい考え方にさぞ、してあげることは、もっと住民やテニスの大

会に来ていただいている皆様方が非常に喜ばしい地域だなあとと思うんですよね。

ですから、無理なことを前に進めることが、やはり行政という文字のごとく政が行くというだけで、いい方向に行くことが地域は喜ぶと思うんですよ。そうすると、大人も子供もテニスはやっておられますし、その整備をどうかしていただく一つの提案として、ソーラー照明灯もつけていただく、そしてまたかまどベンチもつけていただいて、そしてまた防災のパーゴラもつけていただければ、休憩場所にもなり、散歩コースにもなり、また練習する方も座れて、監督さん、コーチさんも見ることができる。やはり一つの頭に置いていただくまちの拠点としてつくり上げることも大事じゃないかなと思います。

そうすることによって、弥富市が防災プラスアルファ健康、そういうような一つの目安のおみよし松がさらに地域の活性化になると思うんですよね。難しいことだけど、一度考えて進めていただく。これが新しい整備と新しい考えと意識を持っていただく。そういうことによって、内閣も政府もしっかりとした緊急時における、当然そこにはまた水も必要なんですよね。もう一つ忘れちゃったけど、すみません。お手洗いはあそこのテニスコートのところにはついていきますので、お手洗いは何とかいいと思うんですけど、水の確保がないと思いますんで、やはり公園といえればそういう生活水も必要でございます。その中でも、国のほうは緊急時の給水拠点確保事業費がございます。また、震災に強いまちづくり事業の推進の費用もあります。

どうかそういうようなことも含めながら、厳しい財源の中でというんじゃなくて、新しく生み出す財源方法も考えていけば、まちはよくなるかなあと、そういうことだと思いますので、一つだけの予算ではなくどちらからも、右からも左からも前から後ろからもと、そのような円満なる財源がもらえたら、ぐるぐる財源は回るわけです。そうすることによって、まちが発展力をつけるわけだと思いますので、たくさんこのテニスコートについてお話ししましたが、何か進めるような話を考えていただきたいと思います。

最後になりますけど、防災都市公園の整備、機能型を進めながら、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 都市公園の効果には、先ほど議員からもお話がございましたが、一般的に存在効果と利用効果とに大別されます。存在効果には防災効果の側面もあり、大規模地震時の避難地の機能を備えております。

先ほども担当が答弁いたしました。市でも一時避難所として複数の都市公園を指定しておりますので、ソーラー照明灯の防災機能を持った施設の設置については、施設更新時には計画してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 市長の言うとおりで、ソーラー照明灯できることからやっただいて、しっかりとこれから夏は暑い、まだまだ長月も暑い、下手したら皆さん10月の暑さも感じておられると思います。ですから、一番自然の万物を上手に使えることはソーラー照明灯かなあと確かに思いますので、地域に合わせた対策と要望と事の凶りの進め方をさせていただきたいとして、強く要望のお話を申し上げながら、私の一般質問を事納めさせていただきます。

○議長（大原 功君） 暫時休憩して、再開は午後3時15分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時08分 休憩

午後3時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 8番 江崎貴大でございます。

通告に従いまして、一般質問させていただきます。

私からは、大きく分けて2題、障がい者グループホームと空き家対策についてお伺いいたします。

まずは、障がい者グループホームの進捗状況について伺います。

過去に炭竈前議員が何度か議会でも取り上げ、前市長も熱心に取り組んでくださいました障がい者グループホームの建設整備、その建物が中山地内に今年度建設されました。建物が出来上がったおかげか、私のほうにも問合せがよく来るようになりましたので、今回の一般質問で取り上げさせていただきます。

第5期障がい福祉計画において、グループホーム等の確保が施策として示されています。そこには障がいのある人の地域での自立生活に向けて、関係機関やサービス事業所と連携し、グループホーム等の暮らしの場の確保に努めます。特に、障がい者団体等のヒアリングでグループホームの不足を訴える意見が多いことから、社会福祉法人をはじめとした民間活力を支援することにより確保に努めます。また、平成32年度までに1事業所を新たに開所予定だと述べられております。

そこで、グループホーム等居住支援サービスの充実に向けたここまでの動きをお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 宇佐美健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 本市の障がい者グループホーム等の支援経過でございますが、平成27年2月に心身障がい児者父母の会（ひまわり会）さんと懇談会を

開催しました。

その中で、親亡き後の我が子の将来を心配される親御さんからの強い要望を受け、平成27年度スタートの第4期障がい福祉計画にグループホームの確保に努めると明記をいたしました。

また、海部南部障害者自立支援協議会においても地域の重要課題として取り上げ、プロジェクトチームを立ち上げ、グループホームの必要性について検討しました。その後、社会福祉法人弥富福祉会が市内の実情を御理解いただき、グループホームを建設されることとなりました。

弥富福祉会は、特別養護老人ホーム輪中の郷を29年間にわたり運営され、長年培ってこられた信用と実績により、輪中の郷の隣に建設計画が進められ、本年1月に着工し、6月に障がい者グループホーム「わじゅうの家 結い」が完成したところでございます。

現在は利用者募集要項の整備や職員の確保など、開所に向けた準備を進めてまいります。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 当事者からの要望、ヒアリングを受けて、第4期障がい福祉計画を経てプロジェクトチームを立ち上げ、第5期福祉計画で具体的に言及し、この施設整備に御尽力いただいた皆様に敬意と感謝を申し上げます。一つ一つ積み上げてきた結果だと思います。

しかし、建設が目的ではありません。暮らしの場の確保が求められていますので、これから開所に向けた動きがなければなりません。いつから入所することができるのか、皆さん気にされています。この中山地内に建設された障がい者グループホームは、いつ開所予定でしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） ここからは、輪中の郷さんのほうにお聞きした内容でお答えさせていただきます。

開所予定につきましては、職員の採用と研修を経て、今年度中の開所を予定しているとお聞きしております。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） では、入所者の定員は何名でしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 入所者の定員につきましては、10名とのことです。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 入所者の募集開始はいつからになるでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。



○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 入所者の募集開始日につきましては、現在検討中とのことです。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 入所者の要件をこれからお伺いいたします。

障がい種別の枠はあるのでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 現時点での募集要項案によりますと、身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている市内在住の18歳以上の方で、伝染性疾患、たんの吸引、注射や点滴などの医療行為を常時必要としない方で、就労や就労継続支援等の日中活動の支援サービスを利用している方が対象となるとのことです。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けているということで、精神保健福祉手帳の交付を受けている、いわゆる精神障がい者はこの募集要項には入っていないということですね。

障がいに応じた医療体制は整っているのでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 病気の治療については、基本的にはかかりつけ医を受診していただくとのことです。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 医療行為を常時必要としない方が先ほど伺った入所要件になっておりますので、かかりつけ医に見てもらおうということだと思います。

それでは、入所に関しての年齢制限はあるのでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 18歳以上の方とのございます。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 下限が18歳以上ということで、上限はないと認識しておきます。

入所に関して、男女の割合はあるのでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 1人ずつの個室で、男性5名、女性5名の半々の割合とのことです。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） グループホームをお探しの方は、弥富市内外にお見えになるとお聞きします。今回の募集地域に指定はあるのでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 原則として、弥富市内在住者に限るとのことです。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 施設を開所するに当たり、職員がそろっていなければ利用者さんを受け入れることができません。職員の確保状況は、どのようなめどになっているのでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 職員につきましては、現在ハローワーク津島で募集をかけてみえるとのことでした。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 第5期障がい福祉計画では今年度中の開所予定となっておりますので、今年度中に開所できるよう連携を取って取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、今年度中の開所ということでしたが、具体的にいつ開所か分かりませんが、開所前に利用を検討される方向けに見学の機会を設けるのが一般的だと思います。内覧会や見学会等は開催するのでしょうか。また、周知の方法をお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 内覧会については、コロナ禍でございますので開催せず、見学のみ随時対応されるとのことでした。見学を希望される方は、弥富福祉会へ直接お問い合わせいただきたいと思います。

なお、入居の案内につきましては、今後弥富市のホームページ等に掲載させていただく予定でございます。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 団体等に所属されている方などは情報が入ってくると思いますが、それ以外で求めている方にも情報が抜けることなく届くようお願いいたします。

先ほど、定員は10名と御答弁いただきましたが、平成30年12月議会において、入所希望者の待機数は47名であると御答弁されております。すぐにでも必要性を感じている方、ある程度の将来を見据えて必要と感じている方、様々いるかと思いますが、このような方のニーズに応えるために、今後の方向性や第6期障がい福祉計画に向けてのお考えがございましたらお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 障がい者グループホームの充足率はまだまだ低い状況でありますので、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、関係機関やサービス事業所と協力し、引き続きグループホームなどの支援をして

いく必要があると考えます。

また、今年6月に実施しました第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画策定に向けたアンケート調査の結果や、福祉団体の方々とのヒアリングでの御意見を基に、障がい者計画策定委員会の中でその内容を計画に反映できるよう、具体的な数値目標を掲げてグループホームの確保に取り組んでまいります。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 障がい福祉計画に目標を示したり、アンケート、ヒアリングでの意見に耳を傾けていただいた結果、今回このように進んできたのだと思います。

今年度、第6期障がい福祉計画が作成されます。その中で、アンケート、ヒアリングを行っているかと思いますが、それらを有意義なものにしていくためにも、引き続きグループホームの確保をはじめ福祉の充実を進めていただくことに期待して、次に質問に移らせていただきたいと思います。

続きまして、空き家対策の現状と今後とは題して質問させていただきます。

平成26年11月に空家等対策の推進に関する特別措置法が公布され、翌年5月に施行となり、本格的な空き家等対策の法的枠組みが構築されました。そのような状況も受け、令和元年10月には、弥富市においても弥富市空家等対策計画を策定し、空き家対策の方向性が示されました。

そこでお伺いいたします。

市内の空き家、危険家屋の現状の件数はどのくらいになるのでしょうか。市街化区域と調整区域の区別がつけば、それぞれの件数もお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 大野建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

市内の空き家の数について、平成28年度に実施した調査時点では、市街化区域で170棟、市街化調整区域では145棟で、合計315棟でございました。

そのうち、平成30年12月に特定空家等認定基準により、危険な状態にあるなどの特定空家等と認定したものは8棟、令和2年8月末現在で特定空家等は市街化区域では1棟、市街化調整区域では2棟の合計3棟となっております。

平成28年度弥富市空家等対策協議会設置後、特定空家等の認定をした8棟のうち5棟につきましては、所有者と連絡、アドバイス及び指導書の送付を継続した結果、更地となり、特定空家認定を解除しております。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 続きまして、平成28年10月には、特別措置法に基づく弥富市空家等対策協議会が設置されているかと思いますが。空家等対策協議会ではどのようなことが話し合わ

れ、対策計画が作成された後は、どのような対応をなされていくのでしょうか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

協議会は毎年2回開催されており、協議事項としましては、空家等対策計画の作成及び変更に関する事項、空き家等が特定空家等に該当するか否かの判断に関する事項、空き家等及び特定空家等の調査に関する事項、空き家の利用に関する事項、その他空き家等に関する対策に必要な事項を協議することとなっております。

今後の対策としまして、市ホームページや広報紙等により、住宅の所有者等に対し、自らの財産を次世代へ適切に引き継いでいただけるよう啓発してまいります。

また、管理不全な空き家等への対応につきましては、所有者等に適切に管理する義務がありますので、速やかに所有者等を特定し、必要な措置を行うよう働きかけるとともに、適切な管理の必要性についても理解を得るよう努めてまいります。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 令和2年4月には、不良住宅とみなされた空き家の除却を行う場合での工事費の一部を補助する制度が設けられました。空家除却費補助金の対象となる不良住宅とはどのようなものなのでしょうか。また、地域住民が不良住宅ではないかと見た場合、相談することはできるのでしょうか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

不良住宅は、住宅地区改良法第2条第4項には、主として居住の用に供される建築物または建築物の部分でその構造または設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なものをいうと規定されております。

また、不良住宅の判定につきましては、構造一般の程度、構造の腐朽または破損の程度、防火上または避難上の構造の程度、電気設備、給水設備、排水設備、台所、便所の判定区分が政令で定められており、これらを基に現地調査を行い、当該空き家が不良住宅に該当するか否かを判定いたします。

また、その空き家が不良住宅かどうかについては、市都市整備課へ御相談いただきたいと思います。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 続きまして、平成31年1月に弥富市は宅地建物取引業協会と弥富市空家等対策に関する協定を結んでおります。この宅建協会との協定締結により、どのような効果が期待されるのでしょうか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） 宅地建物取引業協会と協定を締結することにより、空家総合相談窓口を開設しており、空き家の売買、解体費用、管理などの相談で、行政では対応できない部分についても相談窓口として対応していただいております。

また、売手・買手を結びつけるエキスパートである空家マイスターを活用することで、空き家流通の活性化を目指しております。令和2年1月には、協会の愛知県空き家・空き地バンクポータルサイトを活用し、空き家バンクを開設しております。協会との締結後、空き家所有者がマイスターに相談し、空き家撤去に至り、他の土地利用を検討されている実績もございます。

市が実施する空き家対策を市民へ周知することにより、空き家に対する関心を持ってもらい、空き家の流通活性化を期待しております。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） より空き家が有効に活用されることを期待します。

続きまして、その家に住民が住んでいるのかどうか。これは、自治会でどのような付き合いをしているのかなどは、その地域に住む方々が一番よく分かっておられるのだと思います。空き家の状況把握に関して、自治会との連携はどのようになされているのでしょうか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） 自治会との連携といたしましては、区長、区長補助員の御協力により、自治会内において日頃適切な管理がなされず、周辺に悪影響を及ぼしている空き家の情報をいただいております。

本年も7月から8月にかけて、空き家の情報提供を区長、区長補助員の御協力により実施いたしました。御協力していただき御提供いただいた情報を基に、市職員の現場確認後、特定空家候補の実態把握に活用してまいります。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 弥富市空家等対策計画において、空家等対策の基本方針の中にも空家等対策の基本施策の中にも空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の利活用の促進とあります。一方で、高齢社会に突入する中で、ますますの高齢者福祉事業の充実や、障がい福祉計画でも示されているように、障がい者の生活の場の確保などが必要になってくると考えられます。そのような福祉施設として空き家を利活用する考えはありませんでしょうか。

福祉施設は、比較的穏やかな環境、本市においては市街化調整区域のようなどころにあるほうが、利用者、事業者ともに望ましい環境になるかと思えます。また、障がい福祉計画のヒアリングの中でも述べられておりましたが、初期設備投資が参入の足かせとなる状況が考えられる中で、既存の建物が活用できるとなると大きなメリットになります。しかし、調整区域内の空き家など既存の建物を利活用して福祉施設とするには様々な要件を整える必要が

あり、実質的に不可能に近い状況です。

そのような状況を踏まえて、福祉施設としての空き家を利活用する考えをお答えください。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

福祉施設として空き家の利活用は、福祉施設や障がい者施設の確保には大変有効だと考えております。

しかし、市街化調整区域内の空き家が利活用可能なのかについては、空き家の建築経緯や利活用を希望する人の要件など様々な条件により個々に判断することとなり、利活用するためには都市計画法の許可が必要な場合や利活用ができない場合もございます。

福祉施設や障がい者施設の場合は、申請の内容が自己の業務用であって、都市計画法許可基準に該当する必要があるとともに、設置及び運営が基準に適合している必要がございます。あわせて、社会福祉施設の許認可権限を有する社会福祉施設担当部局と十分な調整が取れていることが必要となりますので、都市整備課まで御相談いただきたいと思っております。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 法令や基準が複雑に入り交じっているようで、難しい問題だと思うのですが、私が住んでいるような調整区域には新設の福祉施設や保育施設が建設され、地域福祉の一翼を担っていただいております。一方で、調整区域の空き家を福祉施設として利用しようとしたところ、使用不可だった事例があると聞いております。

単純に調整区域内の空き家を調整区域に福祉施設の建物を新設できるように福祉施設として利用できないかと思ったわけですので、関係部署間での調整が必要であるのであればその相談に親身に乘っていただき、できる可能性を考えていただいたり、どこが障壁になっているのかを整理していただくことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大原 功君） 暫時休憩をいたします。再開は午後3時45分。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時38分 休憩

午後3時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、早川議員。

○12番（早川公二君） 12番 早川公二でございます。

今回は、市内の狭い道路について1件質問していきたいと思っております。

市内の道路状況を見ますと、大半の道路は整備が行き届いて、通行に支障のない道路ばか

りであります。一部で擦れ違いが困難な道路はまだ幾つかありますが、緊急時に緊急車両が通行できない道幅ではございません。しかし、市内の一部には、車が擦れ違うどころか普通乗用車では通行が困難な道がある地域があります。荷之上・五之三地区であります。

そんな中でも、郷中においては一部大変狭く、救急車、消防車等が通行困難な道路があり、社会生活等において大変不便かつ安全性に欠けていると思われま。

以上のことから、道路拡幅が必要ではないでしょうか。現在、地元住民の方からの要望はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 伊藤土木課長。

○建設部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えします。

荷之上・五之三地区からの道路拡幅の要望については、現在のところ荷之上町中焼田・川田地内の市道荷之上32号線の1路線があります。

○議長（大原 功君） 早川議員。

○12番（早川公二君） 1路線の要望は出ておるといことですが、あの辺の地区は狭い道路は1路線ではなかったと思います。今言われた路線以外は、過去に要望が出され、実施済みということでしょうか。過去の要望箇所の実施状況をお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 土木課長。

○建設部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えします。

この地区における整備実績につきましては、市道五明荷之上線、市道五之三71号線等の路線があり、直近では五之三焼田地内の市道五之三45号線、78号線が今年度完了予定であります。

○議長（大原 功君） 早川議員。

○12番（早川公二君） 過去の要望箇所においては実施済み、完了予定ということですが、では、1問目の要望があった箇所の申請は、今回が初めての申請であったのか、また過去から申請があったのか。そしてまた、以前から申請が出されておったのであれば、なぜ要望に応じてこられなかったのか、お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 土木課長。

○建設部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えいたします。

議員御質問の路線については、平成24年度、平成28年度、令和2年度に土木申請書の提出がありましたが、荷之上・五之三地区においては、合併後の平成18年度以降、8路線の拡幅整備を継続して実施しております。

このことから、幹線道路整備や他地区からの生活道路整備要望などを考慮しながら、次の整備路線を選定してきたためであります。

○議長（大原 功君） 早川議員。

○12番（早川公二君） 2問目の答弁で、五之三78号線ほか1路線が今年度完了予定と聞きました。過去から出ておるものは今年度完了するというふうに聞いております。

では、いよいよ1問目の要望の箇所の工事の実施に入るということでいいのでしょうか。今後の拡幅の計画をお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほど担当から御答弁させていただきましたが、今後の整備計画としては、市全体の予算を考慮しながらではありますが、幹線道路の整備、他地区からの生活道路整備要望など様々な角度から検討し、整備路線を選定していきたいと考えております。

御質問の荷之上・五之三地区は、耕地整理以降、面整備が行われておらず、集落内にはまだまだ3尺水路、1間道などといった状態が残っております。整備につきましては、様々な角度からいま一度検討してまいりますので、御理解のほどどうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（大原 功君） 早川議員。

○12番（早川公二君） じゃあ、1問目で要望があった箇所は、今後整備しないということでもいいですか。改めてお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 今、御答弁申し上げましたとおり、整備につきましては、様々な角度からいま一度検討してまいります。以上でございます。

○議長（大原 功君） 早川議員。

○12番（早川公二君） 不平等じゃないですか。同じ市内に住んでおって、私の自宅の近所で緊急車両が通れない道はないですよ、はっきり言って。私が以前から気づいていたのが、今日質問させていただいた荷之上・五之三地区ですよ。緊急車両が通行困難なところに住んでいる人が困っているから、28年度、令和2年度と拡幅をしてくださいと要望書を提出しておる状況ですよ。その緊急車両が通行困難なところに住んでいる人の気持ちをもっともっと考えていただきたいです。

市長の地元じゃないんですか。やったらいいじゃないですか。近くの整備もできずに遠くの整備をするんですか。まずは市長の地元の整備をやってくださいよ。再度お伺いします。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 早川議員のほうから市長の地元ではないかというようなお話があったわけですが、五之三・荷之上地区につきましては、本当に昔のままの状態が残っているわけですが、

そうした中で私たちは日々生活をしているわけですし、私の自宅の北側でも火災がありまして、お一人亡くなられたということがあります。それも消防自動車がすぐには入れなかつ



たというようなこともあるわけですが、順番でございます。なかなか今、住宅等も建っておりまして、なかなか整備が進まないわけですが、順番に整備をしてみたいと思っております。以上でございます。

○議長（大原 功君） 早川議員。

○12番（早川公二君） 優先順位を上位に上げていただきますことを強く要望いたしまして、今回の私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（大原 功君） 議事整理のため、ここで暫時休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時53分 休憩

午後3時55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

佐藤仁志議員から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） お時間をいただき発言をさせていただきます。

9月4日の本会議における一般質問の発言の中で、不適切な発言がありましたのでおわび申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

なお、発言につきましては、発言取消しの申出を提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 功君） 通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時56分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大原 功

同 議員 高橋 八重典

同 議員 鈴木 みどり